

ロータリーを  
祝おう  
100年の歩み

2004-2005年度

# クラブ アセンブリー



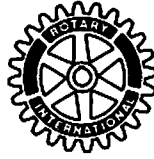
職業分類表付

会長 岩田 泰一

幹事 江口 清隆

鹿児島西ロータリークラブ

TEL 223-5902 FAX 223-7507  
ホームページ [www.kagoshima-w-rc.jp](http://www.kagoshima-w-rc.jp)



## ロータリーの綱領 Object of Rotary

### 綱 領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある；

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること；

第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が、業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること；

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

### Object

The object of Rotary is to encourage and foster the ideal of service as a basis of worthy enterprise and, in particular, to encourage and foster ;

First. The development of acquaintance as an opportunity for service ;

Second. High ethical standards in business and professions ; the recognition of the worthiness of all useful occupations ; and the dignifying of each Rotarian's occupation as opportunity to serve society ;

Third. The application of the ideal of service in each Rotarian's personal, business and community life ;

Fourth. The advancement of international understanding, goodwill, and peace through a world fellowship of business and professional persons united in the ideal of service.

# 目 次

## ロータリーの綱領

R.I.会長の横顔	1
R.I.第2730地区ガバナーの横顔	9
会長挨拶	10
幹事挨拶	11
年間行事予定表	12
理事役員及び委員会名簿	17
クラブ概況報告	18
委員会報告	22
鹿児島西ロータリークラブ定款	32
"          細則	43
"          慶弔規定	55
"          奨学金制度要綱	56
職業分類表	57
会員名簿	67

## ■ RI 会長



2004 - 2005 年度国際ロータリー会長

グレン E. エステス Sr. 氏

米国アラバマ州シェイズバレー

2003 - 04 年度国際ロータリー会長エレクト

1993 - 96 年度ロータリー財団管理委員

1991 - 92 年度国際ロータリー副会長

1990 - 92 年度国際ロータリー理事

1979 - 80 年度第 6860 地区ガバナー

グレン E. エステス Sr. 氏は、グレン・エステス・アソシエイツ社を引退された最高経営責任者です。米国ミシシッピ州のパイク郡に生まれ、物理学および化学を専攻され、ルイジアナ州ニューオーリンズのチュレイン大学から学位を取得されました。エステス氏は、5 人兄弟の 1 人で、全員がロータリアンです。一時期、兄弟のうち 4 人がそれぞれのクラブの会長を務めました。

エステス氏は、アラバマ州バーミングハムに本部を置く、およそ 10,000 人の職員を擁する 11 の病院の連携保健看護体制である、バプチスト保健機構の元管理委員会委員長です。アラバマ州中部商事改善協会の理事およびアラバマ州労災補償信託 - 企業審議会の管理委員を務められました。またフロリダ州における初期の頃、YMCA、米国化学協会、関節炎財団の委員長を歴任され、また米国の人事問題顧問評議会の評議員も務められました。

エステス氏は、1960 年以來のロータリアンで、最初、(米国) フロリダ州ジャックソンビルのクラブ # 41、その後、ニュージャージー州ウエインのクラブ会員でした。同氏は、1997 年国際大会委員会のアドバイザー、また 1987 - 88 年度にはポリオ・プラス国別コーディネーターを務められました。同氏は、管理委員会委員の任期を通じ、財団財務委員会委員長および財団プログラム委員会副委員長を歴任されました。1999 年には、国際協議会委員長および議長を務められました。

同氏は、以前、国際ロータリー監査運営審査委員会委員を 4 年、そのうち 1 年は同委員会委員長を務められました。これはロータリーで唯一の 6 年任期の委員会です。この委員会は、理事会に対し諮問の役割を果たします。またエステス氏は、2002 - 03 年度を通じ、会員増強および退会防止委員会の委員長を務められました。

エステス氏は、ロータリー財団の大口寄付者、ポール・ハリス・フェロー、およびベネファクターです。同氏はまた、ロータリー財団功労表彰状およびロータリー財団特別功労賞を受賞されておられます。

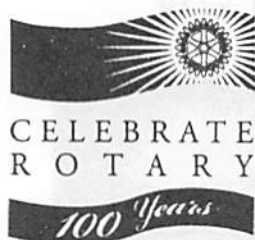
グレンおよびメアリー・エステスご夫妻には、3 人のお子さんと 8 人のお孫さんがおられます。ご家族の 16 人が、ポール・ハリス・フェローです。

エステス氏は、国際ロータリー創立百周年記念にあたる 2004 - 05 年度に会長を務められます。

## ■ 2004-05年度 RI テーマ

# ロータリーを祝おう

## RI 会長からのメッセージ



親愛なる同僚ロータリアンの皆さま：

100年に及ぶロータリーの親睦と奉仕には、祝うに足る十分な理由があり、100周年にあたる私たちの2004-05年度に、私は、全ロータリアンに向かって一緒にロータリーを祝おうとお願いしたいのです。私たちは、世界の子供たちや今後生まれてくるすべての子供たちへの贈り物として、ポリオのない世界を実現するという大きな成功を祝うこととなります。世界166カ国で120万人の会員が奉仕するという一世紀にわたる成長と拡大を祝い、そして、私たちを奉仕へと駆り立てて献身しようと絶えず奮い立たせる、ロータリアンの心温まる親睦を祝うのです。

私は、ロータリアンの皆さまに、過去の成功の自己満足ではなく、現在の国難への新たな危機感を持って、ロータリーを祝おうと呼びかけております。何十年にもわたる奉仕によって、私たちは、自然災害と新たな恐ろしい病や残忍な紛争に取り巻かれた世界において、人類が必要とすることの重大さを知らされました。私たちは何百万もの読み書きのできない人々や技能を備えていない人々が、容赦ない貧困の悪循環に掛かって抜け出せな

いでいることを知っています。私たちは、医師や病院があまりにも少なすぎる場所に、苦しむ人々が存在するのを目にしてきました。また、食料や水などの基本的な必需品に手が届かない人々が、あまりに多くいることを認識しています。ロータリーを祝う最善の方途の一つは、私たちの100年の経験の重みを十分に生かして、それらの莫大な人道的需要に取り組む事でしょう。まず第一に、超我の奉仕を据えることで、ロータリーを祝おうではありませんか。

国際親善奨学生、ローターアクター、インターアクター、青少年交換学生、GSEチーム・メンバー、その他私たちの人道的活動によって生活が改善された何千もの人々など、私は、皆さまがこの祝賀の心を、ロータリー家族全体とロータリーによって感動を与えられたすべての人々と分かち合われるよう望みます。また、私たちが奉仕する地域社会に、私たちと共に祝ってもらおうと呼びかけましょう。100周年社会奉仕プロジェクトは、ロータリー100周年を地元で広報し、世界中の何千もの地域社会で、100周年を末永く記憶に残るものとするまたとない機会です。

ロータリー100周年にまつわる前向きな広報は、間違いなく会員候補者の間でロータリーに対する認識と関心を高め、2004 - 05年度を会員を増強するに最適なものとするでしょう。また、私たちは、ここ数年来の退会防止活動を継続するのに、クラブ・プロジェクトに現在の会員を積極的に巻き込み、「ロータリー家族」委員会を維持し続け、クラブ内に気配りと思いやりのある環境を推進しなければなりません。私たちは、ロータリーの最初の100年の奉仕にとって、安定した成長を続ける会員組織がいかに重要であるか、目にしてきました。活動的で献身的なロータリアンの退会を防止し、その数を増やして、私たちの将来を安定したものにするため、あらゆる努力をしましょう。100年は重要な礎石であり、そこに到達した団体はほとんどありません。このことは、ロータリーが正しい行いをしていること、ロータリー奉仕に対する需要がいまだ大きいことを示しています。私たちの成功には、数多くの「秘密」があります。それは、週例会に由来する親睦と共通の大義、それに世界中に向けて扉と心を開く国際性であり、私たちの誰もが、自分ひとりで行うよりはるかに多くの事柄を達成させてくれる構造です。しかしながら、最大の強みは、ロータリアンが新しい挑戦事項に取り組むにあたって抱き、最後に問題が解決されるまで持続する熱意なのです。私たちは、ポリオ撲滅において、また、私たちが奉仕する各地域社会において、他の何千もの方法

でそれを実践しています。

シカゴの鉦山技師の事務所で1905年に始まったロータリーですが、初期の頃には、将来の見通しはほとんど立てませんでした。凍てついた2月の夜、そこに集った4人の男性のうち誰一人として、100年後に31,000ものクラブが会合を開くとはもちろんのこと、その会合が定期的に行われることになるとは、予想だにしていませんでした。ポール・ハリス、シルベスター・シール、ガスターバス・ローア、ハイラム・ショーレーは、明らかに、自分たちが最初の奉仕クラブを形成し、20世紀を通して他のこれほど多くの人々の心と魂を掴むことになる運動に着手しているとは、思いもしていませんでした。初期の創立者たちのように、ロータリアンは、自分たちの行動がどれほど建設的な影響を与えるのか、いつもわきまえているわけではありません。しかし、100年にわたる奉仕は、私たちが世界で善行をなす計り知れない可能性を明確に示してきました。

今日、国際ロータリーは、世界で最も影響力と行動力を有する非政府団体の1つとして、奉仕の第二世紀に入る用意が整っています。私たちのポリオ・プラス・プログラム、平和および紛争解決の分野における国際問題研究のためのロータリー・センター、国際人道的活動、そして世界中で数え切れないほどの卓越したクラブと地区のプロジェクトは、より良

いより平和な世界を達成するためのロータリーの貢献を示しています。ロータリーの可能性に対する認識を高め、新しい挑戦事項に取り組み、それらが達成されるまでやりぬく心構えをして、奉仕の第二世紀に入ろうではありませんか。私たちのクラブで、職業で、地域社会で、そして私たちの世界で、新たに奉仕に献身

して、ロータリーを祝おうではありませんか。



グレン E. エステス・シニア

2004 - 05 年度、国際ロータリー会長

**あなたのクラブで、ロータリーを祝おう。**

私たちのクラブは、ロータリーの心臓です。ここは、私たちがまずロータリーの親睦を楽しみ、やがてロータリーの理想に献身するようになる場です。多くのクラブに100周年に称えるべき豊かな歴史があり、最も新しいクラブにさえ、ロータリーを祝う理由があります。クラブ会員に思いやりと気配りの精神を奨励して、ロータリーを祝おうではありませんか。会員の退会防止活動を支援するロータリー家族委員会を継続し、熱意にあふれた新会員を入会させて、前途に横たわる挑戦事項を克服するための新たなエネルギーをクラブに吹き込みましょう。

**あなたの職場で、ロータリーを祝おう。**

ロータリーが創設されたのは、私たちの時代とさほど変わらないような、ビジネスの世界における腐敗と醜聞の時期でした。この団体の創立以来、道徳的水準はロータリアンの代名詞になっていますが、100周年は、事業および専門職務における立派な行いに関する私たちの誓いを新たにす理想的な機会です。職場における良心、そして社員、顧客、専門職務に携わる同僚に対する清廉の手本として振舞い、ロータリーを祝おうではありませんか。

**あなたの地域社会で、ロータリーを祝おう。**

ロータリーの優れた達成事項の多くは、各クラブが識字率の向上、貧困および飢餓の緩和、若い人々の指導と彼らを取り巻く環境の美化といった広範囲のプロジェクト—世界31,000以上の地域社会において実施されている活動のごく一部をあげましたが—に取り組む草の根レベルでのものです。2004 - 05年度には、あなたのクラブの100周年記念社会奉仕プロジェクト、その他の特別式典を通して、100周年の祝賀に地域社会を参加させてください。クラブの奉仕の歴史を地域社会に広報し、将来の野心的な計画に着手して、ロータリーを祝いましょう。

**私たちの世界で、ロータリーを祝おう。**

ロータリーの国際性のおかげで、ロータリアンは国境を超え、地球を半周して、奉仕のパートナーを形成し、文化交流を実施することができます。2004 - 05年度に双子クラブ・プログラムに参加し、100周年記念の研究グループ交換やロータリー・ボランティアを支援し、青少年交換学生を派遣しもしくは受け入れて、ロータリーを祝いましょう。シカゴで開かれる国際ロータリー年次大会に出席し、世界の沢山の国々から集うロータリアンに加わって、ロータリーとその100周年を祝う計画を立てましょう。

## 2004 - 2005 年度 RI 会長のテーマ

### ロータリーを祝おう 100年の歩み

#### 「テーマに関する講演」

#### 100周年を祝おう

(ロータリー創立100年目の年を、過去の成功に満足するのではなく、現在の困難を直視し、危機感を持って見直すことであり、宴会、懇親、親睦の集いをするだけでではありません。)

- 1 ロータリーの歴史に学びましょう。
- 2 ロータリーに奉仕を期待する声が大きいののでこれに応じましょう。
- 3 お祝いのイベントと広報に積極的に取り組みましょう。

#### 100周年の2大記念活動

- 1 双子クラブ・プログラム活動を推進しましょう。
- 2 社会奉仕プロジェクト(100周年記念社会奉仕)を推進しましょう。

#### 100周年の会長の4強調分野関連プロジェクト

- 1 識字問題に取り組みましょう。
- 2 ロータリー家族問題に取り組みましょう。
- 3 保健問題(健康問題)に取り組みましょう。
- 4 水資源問題に取り組みましょう。

#### 100周年の3大目標

- 1 ポリオ根絶プログラム(ポリオプラス)を完遂しましょう。
- 2 会員増強(会員増強と退会防止。新クラブ結成。)に努め、各地区に地区ロータリー家族委員会を設置し、クラブの家族委員会を援助しましょう。
- 3 財団を支援しましょう。特に年次プログラム基金への毎年全ての会員の寄付の呼び掛け「エブリロータリアン、エブライヤー」(毎年、全ての会員が)を完遂しましょうRI全体で、会員1人\$100平均の寄付を達成しましょう。

#### 100周年の会長賞

同時に配布されたエステス会長エレクトの『奉仕の機会』には会長賞の項目として、クラブでロータリーを祝いましょう、職場でロータリーを祝いましょう、地域でロータリーを祝いましょう、世界でロータリーを祝いましょうが、それぞれ10項目あります。



[全体会議]

## 2004 - 2005 年国際ロータリー第2730地区の活動指針

ガバナーエレクト 三木 靖

### ロータリー100年を、手づくりのプロジェクトで祝おう

○グレン E. エステス・シニア 2004 - 2005 年国際ロータリー会長エレクトが示されたテーマ「ロータリーを祝おう」のもとで、クラブ会長は

- ①国際ロータリーの目標とする奉仕活動への取組みと、
- ②地域の要請や国際的な要請に応える各クラブでの個性あふれる奉仕活動への取組とを調和させるように努めよう。

そのためにも地域を知り、地域の特性を明らかにし、ロータリーへの要請を正確に把握してその特性や要請に応える組織を作って行動しよう。

○ロータリー100年の年にふさわしい地区役員、会長とクラブ役員並びに会員となるためロータリーの歩みを理解して綱領、手続要覧、国際ロータリーの年次報告書、クラブ会長要覧・クラブ幹事要覧・クラブ委員長の手引き、地区リーダーシッププラン、第2730地区史、標準ロータリークラブ定款細則、ロータリーのロータリー財団年次報告書、財団法人ロータリー米山記念奨学会事業報告書等を通読し、規定審議会に注目したい。なかでもロータリーの奉仕の4大部門、4つのテスト、職業宣言、奉仕の機会等について常に関心を払っていこう。

○クラブ会長は、補佐と協力して100周年を祝って国際ロータリーの歴史書『奉仕の一世紀 国際ロータリー物語』を購入し国際ロータリーの歩みを考え、ポール・ハリスに思いを馳せ、地区とクラブの歴史を掘り起こし継承・発展させる領域を見出し、例会で報告し、記録し、広報しよう。会長エレクトは6月30日迄に「効果的なロータリークラブを計画するための指針」に沿って効果的なロータリークラブになるための活動計画の指標」を補佐とガバナーエレクトに出そう。

○地区とクラブに100周年委員会を作り、地区大会で100周年の祝賀を行い、会長は補佐と協力して2月の100周年記念月間（2月23日がシカゴクラブの初会合日でロータリー創立記念日となっている。）に地域の方々と一緒になって心を込めた手づくりの100周年記念行事を開催してクラブの今後の礎とし、その行事を積極的に広報しよう。

○地区とクラブにロータリー家族委員会を設置し、会長は補佐と協力してロータリー家族の精神を喚起し、ロータリー家族支援の新しいプロジェクトを起こし、12月の家

族月間を成功させよう。ロータリー家族には関係者等を含み、できればもと会員やその遺族にも範囲を広げよう。

○クラブ会長は100周年双子クラブ・プログラムに参加するため、登録書式を提出しよう。

○クラブは100周年記念社会奉仕プロジェクトに取組み、9月迄に計画し地区に計画書を出し、3月迄に完了し地区に写真を出そう。プロジェクトは2004-2005年度に地域社会の要請に応え新たらしく行なうものと識字（情報リテラシーを含む）・水資源（河川・湖・渚、飲料水・灌漑）・健康保険（環境保全）問題、青少年の健全育成問題それぞれにわたるようにしよう。

○クラブは、4月1日迄に会員の多様性を高め、2名以上か3%以上純増し退会者を減らし、新しいクラブを提唱し、地区の会員増強、拡大優秀クラブ表彰を受け、会員が少なくともひとりの新会員を勧誘するようにし、100%出席、100%例会を奨励しよう。2003-2004年度ガバナーからの指導内容のうちクラブ定款、細則にかかわる部分は必ず具現しよう。

○補佐、会長はIMのテーマ「ロータリー家族」（又は「ロータリー100年」）に主体的に参加しよう。10月30、31日の地区大会はクラブの参画で開催します。クラブこそって参加しよう。

○時代の動きに取り残されないよう地区とクラブはHPを作り、E-mailアドレスを定めて地区のウェブ環境を整備し奉仕活動の輪を広げよう。

○クラブは会員が事業と専門職務で倫理を目立った形で高揚するように段取りし、職場での倫理と4つのテスト、職業宣言について10月の職業奉仕月間にクラブで地域で理解を深めよう。

○クラブは地区の職業奉仕委員会と協力して地域でボランティアを必要としているプロジェクトを見つけそこでのボランティア活動を推奨しよう。4月の超私の奉仕ボランティア月間に少なくとも10時間を100周年を祝うための世界各地で行われる大規模なボランティア活動に会員が参加するようにしよう。

○100周年記念職業奉仕の新しいプロジェクトに取組み、9月迄に計画し地区に計画書を出し、3月迄に完了し地区に写真を出そう。

○クラブは地域のなかで職業上優れた活動をした者のなかから、地区の100周年記念奉仕賞の対象者としてひとり選び12月15日迄に地区に推薦しよう。

○財団プログラムと財団寄付の目標を理解し、毎年すべての会員が寄付できるようにしよう。特にポリオ根絶とロータプラスト活動（子供の先天性口蓋裂傷や顔面形態異常の矯正のための整形外科医ロータリアンの活動）等世界各地で行っている人道支援プログラムのために、2004-2005年も会員ひとり100\$平均（これは3日に1\$の割で1年間貯めると実現します。）を寄付しよう。いろいろな条件、環境のためこれも難しいケースもあるから、可能性のある方は150\$, 200\$と目標額を高めていこう。更に財団活動を地域で理解してもらおう。

○島津久厚米山記念奨学会理事長の出身地区として、また日本最大規模の民間留学生支援組織の一員として、地区米山奨学委員会と協力して米山奨学生プログラムを理解し、地域に広く理解してもらい、米山奨学生の受入れと米山寄付に大きな協力をしよう。

○地区の新世代委員会、青少年交換委員会、ロータアクト委員会、インターアクト委員会、ライラ委員会、GSE委員会は相互に、また補佐・会長との連絡を密にし連携して地域の新世代の育成と奉仕活動の大いなる発展に努めよう。クラブは交換留学生、財団派遣生を積極的に支援しよう。

○4月30日東京で開催される「会長主催祝賀会議」に参加しよう。

○2005年6月18日～22日シカゴで開催される100周年記念の国際大会に参加しよう。特に会長、会長エレクトは地区国際大会参加推進委員会と協力し3月末迄に地区で、19歳以上の同伴者を含めて120人以上の登録の実現に力を尽くそう。

○クラブは「奉仕の機会」48（クラブでの12・職場での12・地域社会での12・世界での12の各奉仕の機会）に挑戦しよう。クラブ会長は「奉仕の機会」を委員会と共に実行できるようにし、

10人台のクラブは2項目以上に、

20人台のクラブは2分野以上で2項目以上に、

30人台のクラブは3分野以上で3項目以上に、

40人台のクラブは3分野以上で4項目以上に、

50人台のクラブは4分野で5項目以上に、

60人台のクラブは4分野で6項目以上に、

70人台のクラブは4分野で7項目以上に、

80人台のクラブは4分野で各分野2項目以上、合計で8項目以上に、

90人台以上のクラブは4分野で各分野2項目以上、合計で9項目以上に取組み、高度な内容で立派に完遂しよう。

クラブ会長はR1会長賞申込書を3月末日迄にガバナー事務所に提出しよう（4月15日迄に実施するものを含めます）。

## 2004～2005年度第2730地区ガバナー



### 三木 靖 (みき やすし)

生年月日 1937年4月15日 生地 東京都  
自宅住所 鹿児島市西伊敷四丁目26番1号 〒890-0002  
電 話：099-220-8329  
F A X：099-220-8329  
E-mail：mbeck@pulum.ocn.ne.jp  
勤 務 先 鹿児島国際大学生涯学習センター  
勤務先住所 鹿児島市下福元町8850 〒891-0191  
電 話：099-263-0801  
F A X：099-261-3299  
E-mail：miki@tan.iuk.ac.jp

#### ■ロータリー歴

1986年 入会  
1987年～1988年 クラブ会長  
1996年～1997年 クラブ会長  
1998年～現在 地区米山奨学委員会委員  
1998年 地区表彰(新世代育成賞)受賞  
1999年～2001年 地区青少年交換委員会委員長  
2001年～現在 地区国際奉仕委員会委員  
2002年 マルチプル・フェロー受章

#### ■略歴・職歴

1962年 早稲田大学第一文学部史学科卒業  
1966年 早稲田大学大学院文学研究科  
日本史学専攻修了(文学修士)  
1967年 鹿児島短期大学助手  
1976年～2001年 鹿児島短期大学教授  
1982年～2001年 鹿児島短期大学長  
2001年～現在 鹿児島国際大学短期大学部教授、同部長  
鹿児島国際大学生涯学習センター長

#### ■表 彰

2000年 文部大臣「短期大学教育功労者」表彰受賞  
2001年 鹿児島県教育長「鹿児島県文化財功労者」表彰受賞  
2002年 文部科学大臣「地域文化功労者」表彰受賞

#### ■家族構成

本人 三木 靖 1937年4月15日生  
妻 節子 1944年10月8日生

# 会 長 挨 拶

岩 田 泰 一

この7月より一年間、会長の役を仰せつかりました岩田でございます。

厳しい経済情勢が続くなか、又、ロータリーとして幾多の課題を抱えるなかで会長を務める事になり誠に緊張致しております。

皆様のご指導ご支援を頂きながら任務をまっとうしたいと考えております。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

さて、当クラブは一昨年、創立四十周年を迎え盛大に記念行事を挙行致しました。同時に海江田卓ガバナーを輩出し、地区協議会・地区大会を開催し立派に創立四十周年の行事を会員の皆様の協力で完遂しました。

そして、昨年度の片平会長年度は、その四十一年目を新たな出発の年と捉え、ロータリーの原点を見つめ直す事が極めて重要であると強調されました。会長・幹事の卓越した手腕によりRIテーマ「手を貸そう」に真剣に取り組まれクラブの内部結束にご尽力を頂きました。心より感謝申し上げます。私もその流れを引き継ぎ、頑張る所存でございます。

さて、本年度の当クラブの運営方針であります。先般の会長エレクト研修会で三木靖ガバナー・エレクトは、2004～5年度エステス会長のテーマ「ロータリーを祝おう。100年の歩み」を提示されました。

1905年にシカゴでポール・ハリス氏を中心に4名で始めた奉仕クラブが20世紀を通して人々の心と魂を掴み100年に渡り奉仕活動を続けてきたのです。そこで世界166カ国で120万人の会員が一世紀に渡る成長と拡大を祝い同時に現在の困難へ新たな危機感を持って奉仕を続けていこうと決意を込めて「ロータリーを祝おう」と呼びかけております。

初心を見失う事なく、4大奉仕に基づき

- ①あなたのクラブで祝おう。 ②あなたの職場で祝おう。
- ③あなたの地域社会で祝おう。 ④私たちの世界で祝おう。と主張しています。

①クラブでは会員増強や退会防止、例会のあり方や会員の親睦について

②職場においてはロータリー情報を職場の人々と共有し、四つのテストの実践をするように③地域社会においては100周年祝賀活動を積極的に実施し、100周年記念の奉仕活動を推進するように、また、④私たちの世界ではポリオ・プラスへの協力や一人当たり毎年100米ドルの寄付、2005年シカゴ国際大会参加等々を奉仕の機会として捉えようと、具体的に提示してあります。私共も一年間このテーマにそってロータリー活動を進めて参ります。その為には、会員の皆様の積極的なご協力が無くてはなりません。会員相互の交流と親睦、例会では食事の後、素晴らしい卓話を聞いて各々が、「少し向上した」と感じて職場へ戻る気持ちが理想だと思います。

最後になりますが、至らぬ私に対して暖かい手を貸して下さいる事を、心からお願いして挨拶とさせていただきます。

## 幹 事 挨 拶

江 口 清 隆

岩田会長より本年度幹事を仰せつかりました。

ロータリーの知識も手法も未熟でございますが、仰せつかりました以上は誠心誠意、精励努力致しまして職責を全う致す覚悟でございますので会員の皆様方の絶大なるご指導、ご鞭撻を心よりお願い申し上げます。本年度2730地区の主な担当事業と致しましては、IMでございます。担当を深尾次年度幹事にお願い致してございますが、新しい企画をとり入れまして昨年度にも増して有意義で楽しい会議となりますよう会員の皆様のご協力のもと会長共々全力投球致します。

また、WCSプロジェクトの国際奉仕、GSE、交換学生、米山奨学生等の継続事業のいっそうの推進を図らなければならないと考えています。その他会員の拡大、親睦、奉仕作業など先輩方が築かれた手法をもとに、委員長様方が英知を集結し、すばらしい委員会活動が出来るよう出来る限りの協力を致して参ります。微力ではございますが、岩田会長年度が会員の皆様方にとりましてすばらしい年度になりますよう頑張りますのでどうぞよろしくご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

鹿児島西ロータリークラブ・行事予定表 (年間) 2004. 7. 1~2004. 12. 31 (上期)

特別月間	月	日	例 会	理事会	100万ドル	学習会例会・RAC例会 会・プロバス例会	そ の 他
識字率向上月間	7	7	クラブ協議会 (本年度活動方針発表)	○		RAC 例会 1日	会長経験者会 7/7
		14	クラブ協議会 (活動方針発表)		○	学習会(309回) 5日	市内会長・幹事会 7/8
		21	インフォーマル・ミーティング			プロバス例会 8日	
		28	ゲスト卓話			RAC 例会 15日	インターアクト年次大会 7/31~8/1
会員増強拡大月間	8	4	クラブ協議会(決算・予算)	○	○	学習会(310回) 2日	加世田RC訪問
		11	お盆・休会			RAC 例会 5日	
		18	ガバナー補佐訪問			プロバス例会 12日	
		25	クラブフォーラム (会員増強)			RAC 例会 19日	
新世代のための月間	9	1	鹿児島の青少年 (15分) (15分)			RAC 例会 2日	職業選択フォーラム
		8	休会			学習会(311回) 6日	市内会長・幹事会 9/2
		15	クラブフォーラム (新世代)	○	○	プロバス例会 9日	岩田杯ゴルフコンペ
		22	鹿児島の青少年 (15分) (15分)			RAC 例会 16日	
		29	観月会 (ホテルレクストン竹千代)				
職業奉仕・米山月間	10	6	クラブフォーラム (職業奉仕)		○	学習会(312回) 4日	
		13	私の仕事 (15分) (15分)	○		RAC 例会 7日	
		20	職場訪問 (明石屋)			プロバス例会 14日	
		27	私の仕事 (15分) (15分)			RAC 例会 21日	地区大会 10/30~10/31
R財団月間	11	3	祝日・休会			学習会(313回) 1日	会長経験者会議
		10	クラブ協議会 (地区大会・報告)	○	○	RAC 例会 4日	市内会長・幹事会 11/4
		17	クラブフォーラム(ロータリー財団・米山)			プロバス例会 11日	
		24	クラブ協議会(公式訪問を控えて)			RAC 例会 18日	
R家族月間	12	1		○	○	学習会(314回) 6日	
		8	ガバナー公式訪問			RAC 例会 2日	岩田杯ゴルフコンペ
		15	年次総会 (役員・理事選挙)			プロバス例会 9日	
		17	クリスマス家族会 (サンロイヤルホテル)			RAC 例会 16日	
		29	年末・休会				

鹿児島西ロータリークラブ・行事予定表 (年間) 2005. 1. 1～2005. 6. 30 (下期)

特別月間	月	日	例 会	理事会	100万ドル	学習会例会・RAC例会 会・プロバス例会	そ の 他
R理解推進月間	1月	7	新春合同例会			学習会(315回) 3日	
		12	クラブ協議会(上期報告・下期計画)	○	○	RAC例会 6日	市内RAC合同例会
		19	年男の抱負(15分)(15分)			プロバス例会 13日	新入会員との懇親会
		26	年男の抱負(15分)(15分)			RAC例会 20日	
世界理解月間	2月	2	私の国際奉仕・外国経験(15分)(15分)			RAC例会 3日	市内会長・幹事会 2/3 IM 2/4
		9	私の国際奉仕・外国経験(15分)(15分)	○		学習会(316回) 7日	RI創立記念日
		16	クラブフォーラム(国際奉仕)		○	プロバス例会 10日	ペット
		23	私の国際奉仕・外国経験(15分)(15分)			RAC例会 17日	
	3月	2	休会			RAC例会 3日	
		9	私の社会奉仕(15分)(15分)	○	○	学習会(317回) 7日	早朝清掃
		16	私の社会奉仕(15分)(15分)			プロバス例会 10日	
		24	3RC合同例会(東急イン)			RAC例会 17日	西RC創立記念日 3/23 3RC合同コンペ 3RC合同例会 3/24
		30	ガバナー補佐訪問 R賞贈呈式				
R雑誌月間	4月	6	クラブフォーラム(会報・雑誌)		○	学習会(318回) 4日	市内会長・幹事会 4/7
		13	R雑誌を読んで(15分)(15分)	○		RAC例会 7日	新世代の為のロータリー会議
		20	R雑誌を読んで(15分)(15分)			プロバス例会 14日	ライラ
		27	R雑誌を読んで(15分)(15分)			RAC例会 21日	
	5月	4	祝日・休会			学習会(319回) 2日	
		11	クラブ協議会(ペット報告)	○	○	RAC例会 5日	次年度委員長会議
		18	クラブフォーラム(出席・親睦)			プロバス例会 12日	地区協議会
		25	古稀祝(15分)(15分)			RAC例会 19日	岩田杯ゴルフコンペ
R親睦活動月間	6月	1	クラブ協議会(地区協議会報告)	○	○	RAC例会 2日	市内会長・幹事会 6/2
		8	ファイヤサイドミーティング			学習会(320回) 6日	
		15	クラブ協議会(新委員会話し合い)			プロバス例会 9日	
		22	クラブ協議会(委員会別話し合い)			RAC例会 16日	国際大会(ソコ)6/19～22
		29	クラブ協議会(委員会活動・反省報告)				



1月	年 男 (6名中4名)		
72歳	酉年	S 8. 9. 4生	徳留 忠敬
60歳	酉年	S20. 4. 2生	玉利 賢介
60歳	酉年	S20. 5. 21生	江夏 洋
60歳	酉年	S20. 10. 28生	正 建二郎
48歳	酉年	S32. 3. 8生	内村 二郎
48歳	酉年	S32. 6. 26生	銚之原 大助

2月	私の国際奉仕・外国経験(8名中6名)	
	有馬 戦男	南 徹
	古木 圭介	野添 良隆
	川畑 宏二	田畑 勇
	村田 和雄	中園 雅治

3月	私の社会奉仕 (6名中4名)	
	山下 皓三	竹下 洋
	内村 二郎	須田 正己
	坂元 明雄	大迫 剛

4月	R雑誌を読んで (6名)	
	坂木 貞剛	岩切 豊
	久保 眞介	大野 達郎
	原 正親	長柄 英男

5月	古稀の人 (3名中2名)	
70歳	S10. 7. 10生	田畑 勇
70歳	S10. 8. 4生	鮫島 信一

9月	鹿児島県の青少年 (7名中4名)			
	藤川 毅	39生	川畑 宏二	33生
	大山 康成	33生	福元 紳一	33生
	濱田 悦郎	34生	銚之原 大助	32生
	有村 仁志	38生		

10月	私の仕事 (8名中6名)	
	深尾 兼好	中村 英幸
	藤安 秀一	玉利 賢介
	日高 好久	山田 晴彬
	濱崎 一郎	川平 建次郎



## 『学習会』 日程表 (2004・7～2005・6)

☆開始時間 午後6時30分

☆委員構成 委員長 藤安 秀一 副委員長 高山 義則  
久保 眞介 板木 泰文

☆場 所 ワシントンホテル2階チャイナテーブル

予 定 日	テ ー マ	司 会 ・ 進 行 係	ゲ ス ト 発 言 者
7/5(月) 309回	RIテーマ	山下 副会長	会長 幹事
8/ 2(月) 310回	会員増強・拡大月間	町田 会員増強委員長	長柄 会員選考委員長 松田 職業分類委員長
9/6(月) 311回	新世代のための月間	日高 新世代委員長	濱田 RAC委員長 玉利 IAC委員長
10/4(月) 312回	職業奉仕月間 ボランティア	有馬 職業奉仕委員長	藤川 ボランティア委員長
11/1(月) 313回	米山ロータリー財団月間	福元 R財団委員長	深尾 副幹事・米山奨学会委員長
12/6(月) 314回	上半期を振り返って		山下 副会長 江口 幹事
1/3(月) 315回	ロータリー理解推進月間	大山 広報委員長	山下 副会長・R賞推薦
2/7(月) 316回	世界理解月間・国際奉仕	有村 国際奉仕委員長	
3/7(月) 317回	社会奉仕	山田 社会奉仕委員長	
4/4(月) 318回	ロータリー雑誌月間	桐明 会報雑誌委員長	森 プログラム委員長
5/2(月) 319回	出席と親睦	庵木 出席委員長	福島 親睦委員長 小林 SAA
6/5(月) 320回	一年間を振り返って	岩田 会長	山下 副会長 深尾 副幹事

☆ 入会3年未満の方  
☆ ロータリーをもっと勉強したい方  
☆ ロータリーでの親睦をより深めたい方

} 是非ご出席ください！！

## 鹿児島西ロータリークラブ理事・役員・委員会構成

2004/7~2005/6

(役員・理事) 会長 岩田 泰一  
 (役員・理事) 幹事 江口 清隆  
 (選出・理事) 職業奉仕委員長 有馬 戦男  
 (選出・理事) 社会奉仕委員長 山田 晴彬  
 (選出・理事) 新世代委員長 日高 好久  
 (選出・理事) 国際奉仕委員長 有村 仁志  
 (役員・理事) 会計 佐伯 壽郎

(役員・理事) 副会長 山下 皓三  
 (選出・理事) 副幹事 深尾 兼好  
 (理事) 直前会長 片平 可也  
 (役員・理事) 会場監督(SAA) 小林 勉  
 副SAA } 天本 美信  
 副SAA } 竹下 威

委員会	委員長	副委員長	委員					
クラブ奉仕委員会	山下 皓三		町田 猛 志岐 峰雄 森 俊英	長柄 英男 原 正親 大山 康成	松田 忠臣 藤安 秀一	庵木 英雄 桐明桂一郎		
会 員 増 強	町田 猛	床次 恵	玉川 哲生	池田勝一郎				
会 員 選 考	長柄 英男	榎田 浩典	樋渡 良一	田中 寛吉				
職 業 分 類	松田 忠臣	村田 和雄	小園 正人	山元 正明				
出 席	庵木 英雄	大野 達郎	福田 正臣	岩元 基				
親 睦	福島 徹郎	中村 英幸	鉦之原大助 竹下 洋	池田 千明 脇村 太夫	坂元 明雄 柳原 藤雄	田畑 勇		
ロータリー家族	原 正親	徳留 忠敬	鮫島 信一	正 建二郎				
ロータリー情報	藤安 秀一	高山 義則	久保 真介	板木 泰文				
会 報 ・ 雑 誌	桐明桂一郎	角園 征治	野添 良隆					
プ ロ グ ラ ム	森 俊英	濱崎 一郎	小田代憲一	池口 恵観				
広 報	大山 康成	川平建次郎	阿部 哲郎					
職業奉仕委員会	有馬 戦男	須田 正己	江夏 洋	片平 可也				
ボランティア	藤川 毅	南 徹	床次 恵 中村 英幸 濱崎 一郎 鮎川 吉弘 坂木 貞剛	榎田 浩典 徳留 忠敬 川平建次郎 大迫 剛	村田 和雄 高山 義則 須田 正己 内村 二郎	大野 達郎 角園 征治 中園 雅治 川畑 宏二		
社会奉仕委員会	山田 晴彬	中園 雅治	櫻美 義明	前田樹一郎				
新世代委員会	日高 好久	鮎川 吉弘	水流 洋	古木 圭介				
ローターアクト委員会	濱田 悦郎	大迫 剛	諏訪園 隆	森永 茂樹				
インターアクト委員会	玉利 賢介	内村 二郎	岩切 豊	高井 敏治				
国際奉仕委員会	有村 仁志	川畑 宏二	海江田 卓	染川 周郎				
ロータリー財団	福元 紳一	坂木 貞剛	小山 幸義	水淵 清治				
米山記念奨学会	深尾 兼好		太原 春雄	岩男 秀彦				
ロータリー賞推薦委員会	山下 皓三	有馬 戦男	山田 晴彬	日高 好久	有村 仁志			

# クラブ概況報告

(平成16年7月1日現在)

1. 創立年月日 1963年(S38年)3月23日
2. 承認年月日 1963年(S38年)6月27日(九州において第28番目)
3. チャーターナイト 1963年(S38年)11月20日
4. 当時のR・I会長 ニッチシ・P・ラハリー(インド)
5. 当時のガバナー 進藤誠一(第370地区)
6. スポンサークラブ 鹿児島ロータリークラブ
7. チャーターメンバー 24名(その内現在会員1名)
8. アディショナルクラブ名と創立年月日
  1. 加治木RC 1967年(S42年)6月24日
  2. 加世田RC 1972年(S47年)10月18日
  3. 枕崎RC 1972年(S47年)12月4日
  4. 鹿児島城西RC 1986年(S61年)9月16日
9. 地区外ロータリークラブとの姉妹兄弟関係
  1. 第2800地区日本鶴岡RC  
=1965年(S40年)5月9日締結  
会員相互親善訪問、週報等の交換
  2. 第5130地区米国カリフォルニア州サンタローザ・サンライズRC  
=1989年(平成元年)4月29日締結  
青少年交換事業
10. 提唱インターアクトクラブ
  1. 鶴丸高校IAC  
発会日 1964年(S39年)10月8日
  2. 鹿児島高校IAC  
発会日 1971年(S46年)6月17日
11. 提唱ローターアクトクラブ 名称: 鹿児島西ローターアクトクラブ  
1976年(S51年)6月24日発会
12. 提唱プロバスクラブ 名称: 鹿児島西プロバスクラブ  
1998年(H10年)1月23日発会
13. 区 域 鹿児島市, 垂水市, ~~吉田町~~ ~~本郷町~~ ~~桜島町~~とする。

14. 事 務 所	鹿兒島市金生町3番1号山形屋内 TEL(099-223-5902) FAX(099-223-7507)
15. 例 会 日	毎週水曜日12時30分～13時30分
16. 例 会 場	山形屋1号館7階社交室
17. 歴 代 ガ バ ナ	20ページ <sup>19th</sup> 塘一郎 <sup>20th</sup> 江田卓
18. 歴 代 分 区 代 理	桜美 四郎(1967) 鮫島志芽太(1970) 塘 一郎(1972) 岡元健一郎(1978) 川上鐵太郎(1983) 福田 敏之(1986) 海江田 卓(2000)
19. 歴 代 会 長	20ページ
20. 歴 代 幹 事	21ページ
21. 現 在 会 員	正会員80名
22. 平 均 年 齢	62.0才 最高 85才 最低 39才 80代 5名 70代 14名 60代 25名 50代 25名 40代 10名 30代 1名
23. 出 席 率	本年度目標 94 %
24. 入 会 金	35,000円
25. 年 会 金	190,000円
26. ビ ジ タ - 会 費	1,900円
27. 会 報	毎週週報を発行
28. ロ - タ リ ア ン 誌	「ロータリーの友」全員購読
29. ク ラ ブ 協 議 会	11回
30. ク ラ ブ フ ォ - ラ ム	7回
31. インフォーマルミーティング	2回
32. 理 事 会	定例…毎月第2例会日 臨時…必要に応じて随時
33. 委 員 長 会 議	年2回
34. 会 長 幹 事 会	市内…6回

## 西ロータリークラブの推移

昭和	西 曆	ガバナー	会	長
38~39	1963~64	嘉村平八	初代	桜美四郎
39~40	1964~65	町田秀実	2代	土橋英夫
40~41	1965~66	島津久厚	3代	塘一 郎
41~42	1966~67	吉村常助	4代	米倉秀夫
42~43	1967~68	向笠広次	5代	島津忠丸
43~44	1968~69	大津篤造	6代	鮫島志芽太
44~45	1969~70	日高安壮	7代	佐伯延次郎
45~46	1970~71	八田秋	8代	久保田彦穂
46~47	1971~72	小田一昭	9代	岩元正二
47~48	1972~73	東博仁	10代	牧田健二
48~49	1973~74	杉原頼三	11代	川村洋
49~50	1974~75	竹野融	12代	新福栄熊
50~51	1975~76	後藤基彰	13代	福田敏之
51~52	1976~77	塘一郎	14代	岡元健一郎
52~53	1977~78	西田武雄	15代	河井時義
53~54	1978~79	吉村武文	16代	藤安辰造
54~55	1979~80	井上和人	17代	川上鐵太郎
55~56	1980~81	福島親比古	18代	浜田馨
56~57	1981~82	大久保一郎	19代	中村俊雄
57~58	1982~83	杉村進	20代	久保政次
58~59	1983~84	丸田美德	21代	高井敏治
59~60	1984~85	田中千尋	22代	池田廣
60~61	1985~86	外山三郎	23代	福田正臣
61~62	1986~87	岩澤光男	24代	中村善治
62~63	1987~88	池田卓郎	25代	小園正人
63~64	1988~89	岡村俊一	26代	外西寿彦
H1~H2	1989~90	岩下哲夫	27代	三角桂次郎
H2~H3	1990~91	今林重夫	28代	川田恵一
H3~H4	1991~92	井上日出男	29代	木治屋克己
H4~H5	1992~93	本坊蔵吉	30代	岩元紀彦
H5~H6	1993~94	三重野良輔	31代	岩男秀彦
H6~H7	1994~95	佐々木典綱	32代	吉留益
H7~H8	1995~96	竹内三郎	33代	岩元基
H8~H9	1996~97	海江田順三郎	34代	玉川哲生
H9~H10	1997~98	岡師鎮雄	35代	高山義則
H10~H11	1998~99	鮫島哲也	36代	海江田卓
H11~H12	1999~2000	井ノ上繁	37代	太原春雄
H12~H13	2000~2001	安満良明	38代	山元正明
H13~H14	2001~2002	大淵達郎	39代	竹下威洋
H14~H15	2002~2003	海江田卓	40代	水流洋
H15~H16	2003~2004	吉松成人	41代	片平可也
H16~H17	2004~2005	三木靖	42代	岩田泰一

## (歴代会長並びに幹事)

幹 事	会 員 数	平 均 年 齢	平 均 出 席 率
川 村 洋	35名	50.0才	99.18%
高 徳 三 蔵	44	49.0	99.11
河 井 時 義	48	51.40	99.09
藤 安 辰 造	46	52.70	98.81
安 楽 慶 一 郎	55	53.30	99.79
柴 山 一 雄	58	53.00	99.92
高 井 敏 治	61	52.80	99.92
久 保 政 次	65	52.60	98.83
田 平 禮 章	73	53.19	99.01
浜 田 馨	79	52.09	98.14
外 西 寿 彦	75	54.30	98.73
小 山 幸 義	79	53.80	97.91
池 田 廣	85	54.60	97.63
中 村 善 治	86	55.70	95.49
小 園 正 人	90	57.10	96.52
三 角 桂 次 郎	87	56.45	96.59
川 田 恵 一	88	57.25	96.92
光 吉 正 昭	87	57.47	97.07
徳 澤 紀 生	86	57.58	96.22
水 淵 清 治	89	57.02	93.96
木 治 屋 克 己	85	57.18	93.75
柿 市 高 重	81	58.27	92.05
山 下 皓 三	86	58.23	93.31
中 尾 洋	85	57.63	95.36
桜 美 義 明	89	58.10	94.74
岩 元 基	91	58.05	94.06
古 木 圭 介	90	57.97	93.21
内 山 光 男	94	57.72	91.68
上 原 満	96	57.49	90.33
玉 川 哲 生	99	57.91	91.94
佐 伯 壽 郎	95	58.37	88.13
江 夏 洋	87	57.29	88.94
中 川 宏	87	57.86	90.62
森 永 茂 樹	91	57.29	91.12
榎 田 浩 典	92	57.37	92.65
岩 田 泰 一	96	57.85	91.91
村 田 和 雄	97	57.53	91.54
川 平 建 次 郎	95	59.02	93.92
須 田 正 己	91	60.02	91.03
岩 切 豊	89	60.40	88.00
染 川 周 郎	88	61.50	89.74
江 口 清 隆	80	62.00	



## S・A・A

S A A : 小林 勉  
副 S A A : 天本 美信  
副 S A A : 竹下 威

### 基本方針

西ロータリークラブらしい例会の気品と秩序正しさの維持向上に努める。

### 本年度の計画

1. 定刻開始, 終了時間厳守の為の計画, 実施
2. 卓話中の私語, 携帯の自粛への協力依頼
3. 親睦委員会と協力し受付や新入会員への気配りなど, 明るく温かい雰囲気づくり

## 委 員 会 報 告

### ク ラ ブ 奉 仕 委 員 会

委員長 : 山下 皓三

委員 : 町田 猛, 長柄 英男, 松田 忠臣, 庵木 英雄, 福島 徹郎  
原 正親, 藤安 秀一, 桐明桂一郎, 森 俊英, 大山 康成

### 基本方針

クラブ奉仕は, クラブ機構の最も重要な要素であることを自覚し, これに所属する委員会が積極的に連携を図ることによって創意工夫ができる環境づくりをしますそのために明るく生き生きと機能するクラブ奉仕委員会の結束と融和をはかるように努力いたします。

### 本年度の計画

1. クラブ奉仕委員会を適時開催して委員間の意思疎通をはかる。
2. クラブ充実のため, 会員の純増に努める。
3. 例会を魅力あるものにするために, 親睦とプログラムの充実をはかり運営に工夫を加えながら, 出席率の向上に努める。
4. ロータリークラブの理解とロータリーの奉仕の精神を啓発するために対内的, 対外的に情報発信に努める。

## 会 員 増 強 委 員 会

委員長：町田 猛      副委員長：床次 恵

委 員：玉川 哲生、池田勝一郎

### 基 本 方 針

本クラブの円滑な運営、活性化のために、職種、年齢構成のバランスに配慮し、会員選考委員会、職業分類委員会と連携強化を図りながら1人でも多くの会員増強に努める。

### 本年度の計画

1. 社会経済状況を勘案し、10%程度の増強を目指す。
2. 未充填職業の会員増強に努力する。

## 会 員 選 考 委 員 会

委員長：長柄 英男      副委員長：榎田 浩典

委 員：樋渡 良一、田中 寛吉

### 基 本 方 針

1. 会員増強、職業分類各委員会と密接に連絡を持ち、円滑な会員選考を行う。
2. 会員の選考にあたっては、親しみやすく歓迎の態度で行う一方厳正を旨とする。

### 本年度の計画

1. 会員に推薦された人を速やかに検討し、理事会に報告する。
2. 選考過程にあっては入会後も熱意をもって積極的な活動が行えるように、連続性のある指導、助言を行う。

## 職 業 分 類 委 員 会

委員長：松田 忠臣      副委員長：村田 和雄

委 員：小園 正人、山元 正明

### 基 本 方 針

地域社会の職業分類とこれに対する充填ならびに未充填職業の分類表を作成して職業分類上からみた会員構成の改善点を検討する。

### 本年度の計画

1. 地域社会の職業分類とこれに対する充填ならびに未充填の分類表を作成する。
2. バランスのとれた会員構成を目標にクラブ奉仕、会員増強、会員選考の各委員会と協力し、未充填職業の会員獲得に努力する。

## 出 席 委 員 会

委員長：庵木 英雄      副委員長：大野 達郎

委 員：福田 正臣、岩元 基

### 基 本 方 針

例会出席は会員の原点である。その為意義ある楽しい例会とするべく、各委員会と共に工夫、努力する。

出席し易い条件づくり（メーキャップ方法・服装・声かけ等）

### 本年度の計画

1. 出席率の向上を促す。1人1人が出席率の分母と分子
2. 欠席者への声かけ
3. 出席時の対話時間の確保

## 親 睦 委 員 会

委員長：福島 徹郎 副委員長：中村 英幸

委 員：銚之原大助, 池田 千明, 坂元 明雄, 田畑 勇, 竹下 洋  
脇村 太夫, 柳原 藤雄

### 基 本 方 針

会員相互の親睦を図ることを目的とし、会員間の集いをより充実したものとするため、関係各委員会と連携を図りながら各種行事を計画するとともに、全員参加の雰囲気づくりに努める。

### 本年度の計画

1. 観月会等各種行事を推進する。
2. ニコニコボックスの件数を増やす。
3. 親睦向上の一助として、ゴルフコンペを計画する。
4. 夜の例会を定期的に計画する。

## ロ ー タ リ ー 家 族 委 員 会

委員長：原 正親 副委員長：徳留 忠敬

委 員：鮫島 信一, 正 建二郎

### 基 本 方 針

新会員とその家族がロータリーに馴染めるように手助けを図る。  
また、会員家族の親睦・理解の促進に努める。

### 本年度の計画

親睦委員会と諮り、観月会を（妻に感謝する夕べ）と副題を付け同伴会にしてはと提案します。

又、クリスマス家族会への、配偶者・子供・孫等の積極的な参加を呼びかける。

## ロータリー情報委員会

委員長：藤安 秀一      副委員長：高山 義則

委員：久保 真介, 板木 泰文

### 基本方針

1. 委員また入会3年未満の委員の方々に、ロータリーの何たるか、各委員会の活動内容等を例会や学集会を通じて情報提供し、理解していただき、早期にクラブに慣れ、親しめるようにする。
2. 月例学習会の充実を図る。

### 本年度の計画

1. 新入会員を対象にしたオリエンテーションの開催（上期、下期）、また会長、幹事、各委員長出席のもと「新入会員との懇談会」を実施する。
2. 会員特に入会3年未満の委員の方々を対象にして、毎月第1月曜日18時30分～20時30分の間に「学習会」を行う。

## 会報・雑誌委員会

委員長：桐明桂一郎      副委員長：角園 征治

委員：野添 良隆

### 基本方針

1. 週報の発行により、当クラブ内外の諸活動を記録し、会員に伝達する。
2. ロータリーの友、ガバナー月信の閲読を奨励する。
3. インターネット時代にふさわしい情報発信の実現に向け、さらに検討を進める。

### 本年度の計画

1. 週報は新テーマにマッチしたデザインに改める。
2. 基本的な記事項目は踏襲、継続する。
3. ロータリーの友の閲読率を高める一方策として会員の投稿を促す。
4. 報道機関等への関係誌の配布を続けると共に「外からの目」的な外部からの投稿も検討する。
5. 週報のEメール配信について、さらに可能性を探る。
6. 情報、広報、プログラムなど他委員会との連携を深め、内容の充実を図る。

## プログラム委員会

委員長：森 俊英 副委員長：濱崎 一郎

委員：小田代憲一、池口 恵観

### 基本方針

会員相互の理解と親睦を図り、かつ聞いて感動し、為になる様な、時期に即応した楽しい話題を提供することを基本に、まず会員講師の卓話を中心として、例会の充実を目指す。

### 本年度の計画

1. 会員卓話を中心に捉え、先輩会員と新入会員のバランスを考慮しつつ、なるべく多くの会員に卓話をしてもらう。

## 広報委員会

委員長：大山 康成 副委員長：川平建次郎

委員：阿部 哲郎

### 基本方針

本クラブが実施する活動に対する目的や内容を広く一般に理解して頂ける様わかり易く情報を提供し適切な宣伝を行う。

### 本年度の計画

1. 地元マスコミ関係との関係を深め、情報発信に努める。
2. 各委員会の活動内容等の適切な宣伝に努める。

# 職業奉仕委員会

委員長：有馬 戦男      副委員長：須田 正己  
委員：江夏 洋, 片平 可也

## 基本方針

職業奉仕は、ロータリークラブと会員の双方の責務であるというR I職業奉仕委員会の方針に従ってより高い倫理観視野の広い道徳観をもち、職業奉仕の理想を実現普及するよう奨励する。

## 本年度の計画

1. 職業奉仕の認識を高めることを目標に基本方針である「職業宣言」を例会場に提示する。
2. ボランティア委員会と協力し、職業を通じたボランティア活動に取組めるよう推進する。
3. 職場訪問を10月に実施する。
4. クラブ会員の推薦を受け隠れた優良従業員の表彰を行う。
5. 新世代委員会と協力、インターアクト高校における「職業選択フォーラム」に参加する。
6. 四つのテストを最終例会時に唱和する。
7. 学習会において「職業奉仕」について理解を深める討論をしたい。

# ボランティア委員会

委員長：藤川 毅      副委員長：南 徹  
委員：床次 恵, 榎田 浩典, 村田 和雄, 大野 達郎, 中村 英幸  
徳留 忠敬, 高山 義則, 角園 征治, 濱崎 一郎, 川平建次郎  
須田 正己, 中園 雅治, 鮎川 吉弘, 大迫 剛, 内村 二郎  
川畑 宏二, 坂木 貞剛

## 基本方針

ロータリーの理念である「超我の奉仕」に基づき、その精神を更に涵養、高揚させ、より多くのロータリアンが、様々な活動に参加することにより地域社会に奉仕できるような態勢を作る。

各委員会と緊密に情報交換、連携しながら、委員会の枠を超えた様々な奉仕活動に挑戦する。

## 本年度の計画

1. 例会や学習会などを通じてボランティアに対する理解と啓発活動に努める。
2. 各委員会との緊密な連携のもと、ボランティアの推進に努める。
3. 会員や地域のボランティアについて、調査研究し、西ロータリークラブのボランティア活動のあるべき姿を模索する。

# 社 会 奉 仕 委 員 会

委員長：山田 晴彬      副委員長：中園 雅治

委 員：櫻美 義明, 前田樹一郎

## 基 本 方 針

厳しい社会情勢の中、地域社会が身近に必要な奉仕活動を進めクラブ内の会員が気軽に参加出来る活動を実行しロータリー活動を社会に理解してもらう。

## 本年度の計画

1. 継続プログラムの検討
2. ロータリー賞
3. 社会福祉施設「ゆかり学園」への訪問計画
4. 鹿児島中央駅前清掃の実施と内容の検討（RACとの協力）
5. インターアクト・ローターアクト・プロバスクラブとの共同計画の実施

# 新 世 代 委 員 会

委員長：日高 好久      副委員長：鮎川 吉弘

委 員：水流 洋, 古木 圭介

## 基 本 方 針

青少年の健全な成長を援助するため、ローターアクト・インターアクト・ライラの活動を積極的に対外に発信して奉仕活動を通じて、一般の若人にも理解してもらい、参加を促して活動の輪を拡げていく。

## 本年度の計画

1. KKB放送の「ぎ」を言わせてのスポンサー参加
2. ローターアクト・インターアクト・ライラについての活動支援
3. 新世代会議への参加





## 国際奉仕委員会

委員長：有村 仁志      副委員長：川畑 宏二  
委員：海江田 卓、柴川 周郎

### 基本方針

ロータリー活動を通して、国際理解と親善を推進する。

### 本年度の計画

1. 地区青少年交換プログラムを支援する。
2. サンタローザ友好協会主催の青少年交換プログラムを支援する。  
(同計画はインターアクト委員会と連携して行う)
3. サンタローザ・サンライズロータリークラブとの交流を促進する
4. GSEプログラムに協力する
5. 国際ロータリーの制度を活用して、海外での奉仕活動を具体化することに努める。

## ロータリー財団委員会

委員長：福元 紳一      副委員長：坂木 貞剛  
委員：小山 幸義、水淵 清治

### 基本方針

ロータリー財団の目的について、会員の方々により深く理解していただけるように努めて、寄付の増加を目指します。

### 本年度の計画

1. 学習会における財団についての研修。
2. 10月に都城で開催予定の地区財団セミナーへの参加。
3. 半額補助を受けずに「ポールハリスフェロー」になった会員については、「マルチプルフェロー」になる際に半額補助を受けられないか、という前年度からの検討課題について前向きに取り組みたい。

## 米山記念奨学会委員会

委員長：深尾 兼好  
委員：太原 春雄、岩男 秀彦

### 基本方針

- 米山記念奨学会の目的と活動状況を説明し、会員の理解を得て寄付金の増大を図る。
- 1人3000円の普通寄付は本年も継続する

### 本年度の計画

1. 学習会等によって積極的に制度への理解を深める。
2. 米山功労者、米山功労法人の拡大を図るため、まず準米山功労者への協力を呼びかける。

## 鹿児島西ロータリークラブ定款（注1）

### 第1条 定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味をもつものとする。

1. 理事会:本クラブの理事会
2. 細 則:本クラブの細則
3. 理 事;本クラブの理事会メンバー
4. 会 員:名誉会員以外の本クラブ会員
5. R I:国際ロータリー
6. 年 度:7月1日に始まる12カ月間

### 第2条 名称

本会の名称は、鹿児島西ロータリー・クラブとする。(国際ロータリー加盟会員)

### 第3条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りとする。:

本クラブの所在地域は、「鹿児島市、垂水市、鹿児島郡吉田町および桜島町」とする。

副所

### 第4条 綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある:

- 第1 奉仕の機会として知り合いを広めること:
- 第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること:あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること:そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること:
- 第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること:
- 第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること:

### 第5条 会合

#### 第1節 例会

- (a) 日および時間. 本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。

(b) 会合の変更。 但し、正当な理由ある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の 時間または他の場所に変更することができる。

(b) 取消。 また、例会日が法定休日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。但し、本クラブが4回以上続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

## 第2節 年次総会

本クラブの役員を選挙するための年次総会は、本クラブ細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

## 第6条 会員身分

### 第1節 一般的資格条件

本クラブは、善良な成人であって、職業上良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

### 第2節 種類

本クラブの会員の種類は次の2種類、すなわち、正会員および名誉会員とする。

---

(注2) 第2節に関する暫定規定 第6条・第2節の他の規定にもかかわらず、2001年7月1日現在、ロータリー・クラブの会員である何人も、2001年規定審議会で採択された制定案01-148による理由で会員身分を喪失することはないものとする。

---

### 第3節 正会員

RI定款・第5条・第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

### 第4節 移籍するロータリアンまたは元ロータリアン

会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて属していたクラブを退会するまたは退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。正会員に推薦された移籍する会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。

### 第5節 二重会員

同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員になることはできない。さらに、いかなる人も本クラブにおいて、会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、本クラブの正会員であると同時にローターアクト・クラブの会員になることはできない。

## 第6節 名誉会員

- (a) 名誉会員の資格条件。ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人を本クラブの名誉会員に選挙することができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。
- (b) 権利および特典。名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権をもたないし、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しない。しかし、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。但し、例外として、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利がある。

## 第7節 公職に就いている人

一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

## 第8節 RIの職員

本クラブは、RIに雇用されている会員の会員身分を保持せしめることができる。

## 第7条 職業分類

### 第1節 一般規定

- (a) 主な活動。各会員は、その事業または専門職務に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する商社、会社または団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、または、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものでなければならない。
- (b) 是正または修正。理事会は、もし事情がこれを必要とする場合は、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。かかる是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告を与えなければならない。そしてその会員は、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

### 第2節 制限

5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類

の下で継続することができる。

---

(注2) 第2節に関する暫定規定 第7条第2節の他の規定にもかかわらず、2001年7月1日現在ロータリー・クラブの会員である何人も、2001年規定審議会で採択された制定案01-148による理由で会員身分を喪失することはないものとする。(本定款・第6条・第2節の暫定規定の脚注を参照のこと。)

---

## 第8条 出席

### 第1節 一般規定

各会員は本クラブの例会に出席すべきものとする。会員が本クラブの例会に出席したものとみなされるには、例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

(a) 例会の前後14日間。本クラブの例会の、定例の時の前14日または後14日以内に、

- (1) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席すること、または、
- (2) ローターアクト、インターアクト・クラブ、またはロータリー地域社会共同隊、仮ローターアクト、仮インターアクト・クラブまたは仮ロータリー地域社会共同隊の例会に出席すること、または、
- (3) RI 国際大会、規定審議会、国際協議会、RI 元並びに現役員のためのロータリー研究会、RI 元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、RI 理事会または RI 理事会を代行する RI 会長の承認を得て召集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RI の委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、RI 理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること、または、
- (4) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間と場所に例会を開いていなかった場合、または、
- (5) 本クラブ理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブがスポンサーした地域社会の行事や会合に出席および参加すること、または、
- (6) 本クラブの理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。

会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で例会に出席するならば、本項で決められているメイクアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中本クラブに欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされ

る。

(b)例会時において。 例会のときに、

(1)本節(a)項の(3)に挙げた会合の一つに出席のため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。

(2)RIの役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの用務に携わっている場合。

(3)地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの用務に携わっている場合。

(4)RIに雇用されている者が、ロータリーの用務に携わっている場合。

(5)メークアップする機会が全く得られないような僻地で、地区、RIまたはロータリー財団の提唱する奉仕事業に直接かつ現実に従事している場合。

(6)理事会が正当に承認したロータリー用務に従事していて、例会に出席できない場合。

(c)転勤による長期の欠席。 会員が国内の転勤先で長期にわたって紛れもなく働いている場合。会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意により、会員は、転勤中、指定クラブに出席できる。

## 第2節 理由のある欠席

次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

(a)理事会承認の条件と事態に従った欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。

(b)一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であること。さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

## 第3節 RI 役員の欠席

会員が現役のRI役員である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

## 第4節 出席の記録

本条2節(b)項に該当するいかなる会員の欠席も、本クラブの出席率の算出に使う会員数に含まれない。その欠席も出席も出席率の算出に使わない。

# 第9条 理事および役員

## 第1節 管理主体

本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

## 第2節 権限

理事会は全役員および全委員会に対して総括的支配力をもつものとし、正当な理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

## 第3節 理事会による最終決定

クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以

外にはこれを覆す余地はない。しかしながら会員身分の終結の決定に関しては、会員は第11条・第6節の規定に従って、クラブに提訴するか仲介に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、本クラブの全会員対して与えられていなければならない。もし提訴が行われた場合は、本クラブの決定が最終決定となる。

#### 第4節 役員

クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、会長エレクトおよび副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、その全員または一部が理事会のメンバーであっても、またはそうでなくても差し支えない。

#### 第5節 役員選挙

- (a) 会長を除く役員任期。 各役員は本クラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。別段に規定されている会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。
- (b) 会長の任期。 会長は、細則の定めるところに従って、会長に就任する日の前18カ月以上2年以内の期間内に、選挙するものとする。会長に選ばれた者は、会長に就任する年度直前の年度に会長エレクトを務めるものとする。会長は、7月1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて就任するまで、その職務に当たるものとする。
- (c) 資格条件。 各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。

### 第10条 入会金および会費

会員は、すべて入会金および年会費として、細則の定める金額を納入しなければならない。但し、第6条・第4節に従い、本クラブの会員として受け入れられた、移籍する会員あるいは他クラブに属していた元会員は2度目の入会金の納入を要しないものとする。

### 第11条 会員身分の存続

#### 第1節 期間

会員身分は次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。



## 第2節 自動的終結

(a) 会員身分。 会員が、会員身分の維持に必要な条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。但し、

(1) 理事会は正会員が本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する場合、新しい市町村にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらうために1カ年を越えない期間を限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。但し、この場合、同人は引き続き同じ職業分類に現実に従事しており、かつ、引き続きその他すべてのクラブ会員たる条件を満たしていることが前提である；

(2) 理事会は、本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。但し、その会員は、同一職業分類において依然として活動しており、クラブ会員身分に伴うその他のすべての条件に引き続き従わなければならない；また

(3) 自己の責に帰すべからざる事由によって、その職業分類を失うこととなった会員は、その職業分類を引き続き保持することができ、そしてその職業分類または新しい職業分類の職業に改めて就くために必要な期間として、1カ年を限り出席義務規定の特別免除が与えられるものとする。但し、その他すべてのクラブ会員としての資格条件を引き続き満たしていなければならない。その会員身分終結は許された免除期間終了後初めて発効するものとする。

(b) 再入会。 会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。もし同人が会員に選ばれた場合、2度目の入会金を納めることを要しない。

(c) 名誉会員の加盟の終結。 名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間を更に延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

## 第3節 終結—会費不払

(a) 手続。 所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って会員身分を終結して差し支えない。

(b) 復帰。 理事会はその嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が既に充填されている場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

## 第4節 終結—欠席

(a) 出席率。 会員は、

(1) ロータリー年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも60パーセントに達していなければならない。

(2) ロータリー年度の各半期間に開かれた所属クラブの例会総数のうち少なくともその 30 パーセントに出席しなければならない。

会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することがあるものとする。

- (b) 連続欠席。 会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第 8 条・第 2 節もしくは第 3 節に従う場合を除いては、連続 4 回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

#### 第 5 節 他の原因による終結

- (a) 正当な根拠。 理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合は、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の 3 分の 2 を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。
- (b) 通知。 本節(a)項の下に会員身分を終結する前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも 10 日間の予告を書面によって与えられて、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利をもつものとする。かかる予告の通達は、対人配達便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。
- (c) 職業分類の充填。 本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲介人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員のもっていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。

#### 第 6 節 会員身分の終結に提訴または仲介を求める権利

- (a) 通知。 幹事は、理事会決定後 7 日以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後 14 日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、もしくは第 15 条に定める仲介に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。
- (b) 提訴に対する聴聞の期限。 提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから 21 日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも 5 日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には会員のみが出席するものとする。
- (c) 仲介。 仲介が要求された場合、両当事者はそれぞれ 1 名の仲介人を指定し、両仲介人は 1 名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲介人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。

(d) 提訴。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてを拘束するものとなり、仲介を要求することはできない。

(e) 裁定人または仲介人の決定。もし仲介が要求され、仲介人によって到達された決定もしくは両仲介人が一致点に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

#### 第7節 理事会による最終決定

もしクラブに対する提訴も行われず、仲介も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる、

#### 第8節 退会

いかなる会員も、クラブからの退会申出は書面をもって行い(会長または幹事宛)、理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

#### 第9節 資産関与権—その放棄

いかなる理由によるにせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

### 第12条 地域社会、国家および国際問題

#### 第1節 適切な課題

地域社会、国家および世界の一般福祉にかかわる公共問題の功罪は、本クラブの会員にとって関心事であり、会員の啓蒙となり各自が自己の意見を形成するうえで、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象として適切な課題というべきである。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

#### 第2節 支持の禁止

本クラブは公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。また本クラブはいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

#### 第3節 政治的課題の禁止

(a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を、採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して行動を起こしてはならない。

(b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。

#### 第4節 ロータリーの発祥を記念して

ロータリーの創立記念日(2月23日)の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

## 第13条 ロータリーの雑誌

### 第1節 購読指定

RI細則に従って、本クラブがRI理事会によって、本条規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限りRIの機関雑誌または理事会から本クラブに対して承認並びに指定されている地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。購読の期間は、6カ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期中途で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

### 第2節 購読料

購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、RIの事務局またはRI理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

## 第14条 綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、定款・細則の印刷物を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

## 第15条 仲介

理事会の決定に関して以外、その他何事によらず、これらの場合のために規定されている手続によっては満足に解決できない意見の食い違いが、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員または理事会との間に起こった場合は、その問題は、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、仲介によって解決されるものとする。このような仲介のための手続は第11条第6節の(c)項と(e)項に規定されている通りである。

## 第16条 細則

本クラブはRIの定款・細則、RIによって単位管理区域が認められている場合には単位管理区域の手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところにしたがって時々改正することができる。

## 第17条 解釈の仕方

「郵便」、「郵送」および「郵便投票」の用語は、経費の節約し応答を頻繁にするために、電子メール(Eメール)およびインターネット・テクノロジーの活用を含むものとする。

## 第18条 改正

### 第1節 改正の方法

本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、RI細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

### 第2節 第2条と第3条の改正

定款の第2条(名称)および第3条(所在地域)は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、投票する出席会員の過半数の賛成投票によって、改正することができる。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、RI理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があつて初めてその改正は効力を発するものとする。

---

注1. 国際ロータリー細則は、RIに加盟したロータリー・クラブが所定の標準ロータリー・クラブ定款を採択することと規定している。

注2. 2001年規定審議会は、会員の種類(シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員およびアドイショナル正会員)を削除した制定案を採択し、職業分類の原則を改正した。しかしながら、2001年7月1日現在ロータリー・クラブの会員である何人も、新しい規定による理由で会員身分を喪失することはないものとする。このような会員はすべて正会員とみなされる。

---

(付則) 1. この定款は、2001年7月1日 から実施する。

(付則) 1. この定款は、2002年5月1日 RI日本事務局の承認を受けた。

(付則) 1. この定款は、2002年5月8日 本クラブ理事会の承認を受けた。

(付則) 1. 本クラブ例会は、2002年6月5日 定款第3条(所在区域)の改訂案を採択した。

(付則) 1. 定款第3条(所在区域)の改訂は、2002年6月18日 RI理事会の承認を受けた。

(付則) 1. この定款は、2002年7月1日 から実施する。

## 鹿児島西ロータリー・クラブ細則

### 第1条 理事および役員選挙

#### 第1節

役員を選挙すべき会合の1カ月前の例会において、その議長たる役員（会長）は会員に対して、4名の役員エレクト即ち、次次年度の会長（次年度の副会長）、次次年度の幹事（次年度の副幹事）、次年度の会計、次年度の会場監督と、4名の理事エレクト（次年度の職業奉仕委員長、次年度の社会奉仕委員長、次年度の国際奉仕委員長および次年度の新世代委員長に就任するものとし、役職ごとに候補を指名する）を選出すべく、指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところ（立候補または、理事会の推薦）に従って行うことができる。適法に行われた指名は役職ごとに、年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数を獲得した次次年度の会長、次次年度の幹事、次年度の会計、次年度の会場監督および4名の次年度の理事（次年度の〇〇奉仕委員長）候補がそれぞれに当選したものと宣言されるものとする。前記の投票によって選挙された次次年度の会長（次年度の副会長・役員・理事・次年度のクラブ奉仕委員長）および次次年度の幹事（次年度の副幹事・非役員・理事）は、その選挙の後、7月1日に始まる年度に、会長エレクト（次年度の副会長・役員・理事）および副幹事（次年度の幹事・非役員・理事）として理事会のメンバーを務め、会長エレクト（次年度の副会長）および副幹事（次年度の幹事）として理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長および幹事に就任するものとする。

なお、名誉会員は、投票権をもたないし、クラブのいかなる役職にも就くことができない。

#### 第2節

役員、理事に直前会長および副幹事を加えて理事会を構成するものとする。

---

（別掲）：鹿児島西ロータリークラブの役員（5名）および理事（11名）は、次の通りである。  
役員：会長、副会長（会長エレクト・クラブ奉仕委員長）、幹事、会計および会場監督。  
理事：会長、副会長（会長エレクト・クラブ奉仕委員長）、幹事、会計、会場監督、直前会長、副幹事（次年度幹事）と、選挙により選出された理事4名（職業奉仕委員長、社会委奉仕委員長、国際奉仕委員長および新世代委員長）。

---

（注）：《本クラブ定款》第9条・第4節の規定について、鹿児島西ロータリー・クラブにあっては、役員たる幹事、会計および会場監督を理事とする。また《本細則》第1条・第1節に規定するように、副幹事（次年度の幹事・非役員）を理事とする。

---

#### 集3節

理事会（11名）またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事会メンバーの決定によって補填すべきものとする。

#### 策4節

役員エレクト（4名）または理事エレクト（4名）の地位に生じた欠員は、残りの被選理事会メンバーの決定によって補填すべきものとする。

### 第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員11名より成る理事会とする。《本細則》第1条・第2節に規定された通り、会長と、《本細則》第1条・第1節に基づいて選挙された4名の理事、4名の役員、加えて直前会長および副幹事の11名が理事会の構成メンバーである。

### 第3条 役員の任務

#### 第1節 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

#### 第2節 会長エレクト（副会長・クラブ奉仕委員長）

会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。会長エレクトは副会長およびクラブ奉仕委員長を兼ね、会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

#### 第3節 幹事

幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在をもってRI事務総長に対して行わなければならない半期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員について10月1日と4月1日に事務総長に提出する四半期会員報告、RI事務総長に対して行うべき会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならないクラブ例会の月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、ロータリアン誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うにある。

#### 第4節 会計

会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うにある。会計はその職を去るに当たって、その保持するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

#### 第5節 会場監督

会場監督の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められた任務とする。

## 第4条 会合

### 第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月に開催されるものとする。そして、この年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

### 第2節 例会

本クラブの毎週の例会は水曜日12時30分に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員(または《本クラブ定款》第8条・第2節・(b)の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員)を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されるか、もしくは《本クラブ定款》第8条・第1節・別段の規定によるものでなければならない。

### 第3節 年次総会および例会の定足数

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

### 第4節 理事会

定例理事会は毎月第2水曜日に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または理事会のメンバー2名の要求あるとき、会長によって招集されるものとする。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。

### 第5節 理事会の定足数

理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

## 第5条 入会金および会費

### 第1節 入会金

入会金は35,000円とし、入会承認に先んじて納入すべきものとする。

### 第2節 会費

会費は年額190,000円とし、毎年2回7月及び1月の第4例会日までに納入すべきものとする。

### 第3節 入会金・会費の、会期中の入会者への対応

会期の途中から入会する者は、入会金の全額と、年会費の残存月額分を納入すべきものとする。(1000円未満は切り捨て)

### 第4節 入会金・会費の、会期中の退会者への対応

当該半期分の会費を納入していた会員が会期の途中で退会する場合、当該半期分の会費の、退会月の翌月分から後の残存月額分を返還するものとする。入会金は返還しない。(1000円未満は切り捨て)



## 第5節 名誉会員への対応

理事会により選定された名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるものとする。

## 第6条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。

## 第7条 委員会

### 第1節 委員会総則

(a) 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない。

クラブ奉仕委員会

職業奉仕委員会

社会奉仕委員会

国際奉仕委員会

(b) 会長はまた、理事会の承認の下に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕および国際奉仕について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置するものとする。

(c) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会および国際奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長および少なくとも2名以上の他の委員から成るものとする。

(d) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

(e) 各委員会は本細則によって付託された職務およびさらにこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

(f) 会長はその必要ありと認めた場合、新世代育成に関する奉仕活動の諸特定分野を担当する委員会を一つまたは二つ以上設置することができる。これらの委員会は、それぞれの責務によって、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会のいずれか、あるいは、すべての所管するところとなる。可能かつ実務的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせるものとする。

### 第2節 クラブ奉仕委員会

(a) クラブ奉仕委員会委員長(会長エレクト・副会長)は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

(b) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長を

委員として構成されるものとする。

- (c) 会長は理事会の承認を受け、クラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置するものとする。

会員増強委員会

会員選考委員会

職業分類委員会

出席委員会

親睦委員会

ロータリー情報委員会

会報・雑誌委員会

プログラム委員会

広報委員会

- (d) 会長は、会長エレクト（副会長・クラブ奉仕委員長）に命じ、会員増強、会員選考、職業分類、ロータリー情報委員会その他の委員会の仕事を監督、調整させるものとする。

- (e) クラブ諸委員会の設置について、可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせるものとする。

- (f) 職業分類委員会およびロータリー情報委員会は、各々3名以上の委員をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。

- (g) 会報・雑誌委員会は、可能である限りクラブ週報の編集・刊行を行うこととし、地元新聞または広告関係の会員を委員の中に含めなければならない。

### 第3節 職業奉仕委員会

- (a) 職業奉仕委員会委員長は、職業奉仕の諸活動全部に対して責任を持ち、かつ職業奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

- (b) 職業奉仕委員会は、職業奉仕委員会委員長と職業奉仕の特定分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

- (c) 会長は理事会の承認を受け、職業奉仕の特定分野について次の委員会を設置するものとする：

ロータリーボランティア委員会

- (d) ロータリーボランティア委員会委員は、クラブ奉仕委員会とロータリーボランティア委員会を除くすべての委員会の副委員長によって構成されるものとする。

### 第4節 社会奉仕委員会

- (a) 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつ

ものとする。

- (b) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員会委員長と社会奉仕の特定分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認を受け、社会奉仕の特定分野について次の委員会を設置するものとする。国際ロータリーの推奨する人間尊重委員会、地域発展委員会、環境保全委員会、協同奉仕委員会は、当面設置しない。

#### 新世代委員会

- (d) 会長は理事会の承認を受け、新世代奉仕の特定分野について次の委員会を設置するものとする。

ローターアクト委員会

インターアクト委員会

- (e) ロータリー賞は、鹿児島西ロータリークラブが独自に定めた社会奉仕活動実践者への表彰制度である。会長は、クラブ奉仕委員長を委員長とし、社会奉仕委員長を副委員長とし、職業奉仕委員長及び国際奉仕委員長を委員とする次の委員会を設置し、広く一般市民の中から該当者を選定する任務をもつものとする。

#### ロータリー賞推薦委員会

- (f) ロータリー賞推薦委員会により選定されたロータリー賞受賞候補者は、理事会の承認を受けたのち、該当者をクラブ例会に招き、授賞式を行う。

### 第5節 国際奉仕委員会

- (a) 国際奉仕委員会委員長は、国際奉仕の諸活動全部に対して責任をもち、かつ国際奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (b) 会長は理事会の承認を受け、国際奉仕の特定分野について次の委員会を設置するものとする。

#### ロータリー財団委員会

- (c) 米山記念奨学会は、日本国内で実施されている国際奉仕活動である。会長は理事会の承認を受け、米山記念奨学会の維持発展のための特別委員会として、米山記念奨学会委員会を設置し、副幹事を委員長に任命する。ロータリー米山記念奨学生の世話と財団法人・ロータリー米山記念奨学会への資金提供、即ちクラブ会員への寄付の奨励という任務をもつものとする。

## 第8条 委員会の任務

### 第1節 クラブ奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。クラブ奉仕委員会委員長は委員会の定例会合に責任をもち、クラブ奉仕の全活動について理事

会に報告するものとする。

- (a) 会員増強委員会。この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。
- (b) 会員選考委員会。この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的な面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申し込みに対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。
- (c) 職業分類委員会。この委員会は、毎年できるだけ早く、少なくとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。
- (d) 出席委員会。この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること（これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる）を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのよりよき奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。
- (e) 親睦委員会。この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社会的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。
- (f) ロータリー情報委員会。この委員会は、会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供し、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。
- (g) 会報・雑誌委員会。この委員会は、国際ロータリーの推奨するクラブ会報委員会と、雑誌委員会の任務を兼務するものとする。この委員会の会報委員会としての役割は、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増強し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるよう努めなければならない。またこの委員会の雑誌委員会としての役割は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起し、雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し、ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別購読を取り計らい、ニュース

資料と写真を雑誌編集者に送り、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

- (h) プログラム委員会。 この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。
- (i) 広報委員会。 この委員会は、(1) 広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領および規模に関する情報を提供し、そして(2) 本クラブのために適切な宣伝を行う方を考案しこれを実施するものとする。

### 第2節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるような方を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任をもち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

- (a) ロータリーボランティア委員会。 この委員会は、全ロータリアンに向かって、ロータリーのモットーである「超我の精神」の実践、即ちロータリアンによるボランティア活動をとおして地域社会に奉仕する目的をもって設立された委員会であり、ボランティア活動のプログラムを準備し、手配しなければならない。ひろく職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会などと協力しながら奉仕活動をするものとする。

### 第3節 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その地域社会に対する諸責務（「人間尊重」、「地域発展」、「環境保全」及び「協同奉仕」等に関心を寄せて）を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方を考案しこれを実施するものとし、鹿児島西ロータリークラブが提唱し設立された「鹿児島西プロバスクラブ」の活動を全面的に支援するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの社会奉仕活動に責任をもち、社会奉仕の諸特定分野について設置される次の委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

- (a) 新世代委員会。 この委員会は、年令30才までの若い人の育成を支援する目的をもって設置された委員会である。国際ロータリーによれば、「各ロータリアンの責務は、年令30才までの若い人すべてを含む新世代の多用なニーズを認識しつつ、よりよき未来を確実なものとするために新世代の生活力を高めることによって、新世代に将来への準備をさせることである。」とある。この委員会は、新世代奉仕活動に関するプログラムを準備し、手配しなければならない。ひろく社会奉仕委員会、職業奉仕委員会、国際奉仕委員会などと協力しながら奉仕活動をするものとする。
- (b) ローターアクト委員会。 国際ロータリーによれば、「ローターアクト・クラブの目的は、青年男女が個々の能力の開発にあたって役立つ知識や技能を高め、それぞれの地域社会における物質的、あるいは社会的なニーズと取り組み、親睦と奉仕活動を通じて全世界の人々の間によりよい信頼関係を推進するための機会を提供することにあ

る」とある。この委員会は、鹿児島西ロータリークラブが提唱し設立された「鹿児島西ローターアクト・クラブ」の活動を全面的に援助するものである。

(c) インターアクト委員会。 国際ロータリーによれば、「インターアクト・クラブは、奉仕と国際理解に貢献する世界的友好精神の中で相共に活動する機会を青少年に与えるために結成される。インターアクト・クラブに入会できる者は高校に在学中の学生または年令 14 才から 18 才までの若い人である。」とある。この委員会は、鹿児島西ロータリー・クラブが提唱し設立された「鶴丸高校インターアクト・クラブ」と「鹿児島高校インターアクト・クラブ」の活動を全面的に援助するものである。

(d) ロータリー賞推薦委員会。 「ロータリー賞」は、鹿児島西ロータリー・クラブが独自に定めた社会奉仕活動実践者への表彰制度である。この委員会は、ひろく一般市民の中から、該当者を選定し、理事会に推薦する任務をもつものである。

#### 第 4 節 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの国際奉仕活動に責任をもち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

(a) ロータリー財団委員会。 国際ロータリーによれば、「ロータリー財団の目標は、博愛、慈善、教育または人道的という特質をもつ明確かつ効果的なプログラムの促進を通じて、さまざまな国の国民のあいだに理解と友好的関係を助長することである。ロータリー財団の使命は、国際レベルの人道的、教育的、文化交流プログラムを通じて世界理解と平和を達成しようとする国際ロータリーの努力を支援することである。」とある。この委員会は、全ロータリアンにロータリー財団の活動に関して周知させるとともに、ロータリー財団の活動を支援するプログラムを準備し、手配しなければならない。

(b) 米山記念奨学会委員会。 (財) ロータリー米山記念奨学会によると、「米山記念事業は、日本のロータリーが作り育てた国際奉仕プログラムである。日本最初のロータリー・クラブの創立に貢献した米山梅吉氏の功績を記念して発足し、ロータリーの理想とする国際理解と相互理解に努め、国際親善と交流を深めるために優秀な留学生を支援し、国際平和の創出と維持に貢献することを目的とする。」とある。この委員会は、全ロータリアンに(財)ロータリー米山記念奨学会の活動に関して周知させるとともに、米山記念奨学会の活動を支援するプログラムを準備し、手配しなければならない。

#### 第 9 条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会の出席を免除される。

(注):このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブ

の例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し《本クラブ定款》第8条・第2節・(b)の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録には参入されない。

---

## 第10条 財務

### 第1節 資金の預金

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

### 第2節 勘定書の認定・支払いと監査

すべての勘定書は役員3名(会長、幹事と会計)の署名・捺印する伝票に基づき、会計の署名・捺印する小切手または銀行振込みもしくは現金をもって支払われるものとする。本クラブのすべての会計事務については、毎年1回、公認会計士または他の有資格者によって全面的な監査が行われなければならない。

### 第3節 資金の安全管理と保証

理事会が必要と認めた場合には、資金を預かりあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの所管する資金の安全保管のために、理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

### 第4節 会計年度

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。R Iに対する雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

---

(注):半期の途中に入会した会員の雑誌購読料はR I事務局からの仕切り状に基づいて支払われるものとする)

---

### 第5節 予算書の作成

各会計年度の初めに理事会はその年度の収支の予算を作成し、または作成せしめなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、費目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

## 第11条 会員選挙の方法

### 第1節 会員候補の、推薦

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されてもよい。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

### 第2節 会員候補の、資格の確認

理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしている

ことを確認するものとする。

### 第3節 会員候補への、入会承認・不承認の通知

理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、幹事は、その決定事項を推薦者に通知しなければならない。

### 第4節 入会予定者への、入会前の応対

理事会の決定が肯定的であった場合、幹事または推薦者は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

### 第5節 会員候補の、入会の確定

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会が会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦者に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合、理事会は、次の理事会会合において、この件について審議するものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、理事会が入会を承認した場合、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

### 第6節 入会式

このような選挙後に、会長は当該会員の入会式を行い、幹事は当該会員に対して会員証を発行し、新会員をRIに報告しなければならない。ロータリー情報委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名指名するものとする。

## 第12条 決議

事の如何を問わず、本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議または提案案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

- (a) 退会の承認。 退会を希望する者は、あらかじめ書面をもって申し出をし、理事会の承認を得なければならない。
- (b) 名誉会員の選定と身分存続期間の決定。 理事会は、会員に提案し、正会員の過半数の同意を受けたうえで、《本クラブ定款》第6条・第6節に規定された名誉会員を選定し、名誉会員の身分の存続期間を決定することができる。

## 第13条 議事の順序

開会宣言



会長の挨拶  
来訪ロータリアンの紹介  
来信および告示事項  
幹事および委員会からの報告(もしあれば)  
審議未終議事の審議(もしあれば)  
新規議事の審議(もしあれば)  
スピーチその他のプログラム  
閉会

#### 第14条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。クラブ定款およびRIの定款、細則と背馳するとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

(付則) 1. この細則は、2001年7月1日 から実施する。

(付則) 1. この細則は、2002年5月1日 RI日本事務局の確認を受けた。

(付則) 1. この細則は、2002年5月8日 本クラブ理事会の承認を受けた。

(付則) 1. この細則は、2002年7月1日 から実施する。

## 鹿児島西ロータリークラブ慶弔規定

第 1 条 この規定は、鹿児島西ロータリークラブ会員・家族に対する慶弔並びに見舞いについて定める。

第 2 条 この規定は、慶弔並びに見舞いの事実発生の日から1カ月以内に、当該会員・家族又はその事実を知った他の会員・家族からクラブ会長に届出のあったものに限って適用する。

第 3 条 この規定で定める慶弔並びに見舞いは、会長又は副会長、幹事及び親睦委員長の三者で実施するものとする。

但し、差支えある場合は、夫々代行者を以て、之に代え、若しくは、その内二者で代行しても差支えない。

第 4 条 会員が叙勲、褒章（県民表彰、南日本文化賞授章）等を受けた場合、その他会員の身辺に特に慶事があった場合は、クラブから¥5,000相当の御祝いをする。

第 5 条 会員が、療養1カ月以上を要する傷病にかかった場合は、クラブから¥10,000相当のお見舞いをする。

第 6 条 会員の住居又は職場が火災・風水害その他不慮の災害により著しい被害を受けた場合は、実情により、クラブから慰問又はお見舞いをする。

前項の裁量はクラブ会長が行う。

第 7 条 会員・家族が死亡した場合は、次の区分によりクラブからお悔みをする。

1. 会 員 ¥10,000と20,000相当のお花、死亡広告（ただし、ご遺族の了解を得た場合）<sup>20000 15000</sup>

2. 夫 人 ¥10,000、<sup>20000 15000</sup>

3. 父母又は子女 ~~¥5,000~~ <sup>15000 10000 5000</sup> <sup>（喪服代）</sup>

前1. 2項の場合は、最も近い例会日に於て黙とうを捧げて弔意を表わすものとする。

第 8 条 当クラブと特に縁故が密接な者又はその家族に対する慶弔若しくは見舞いについては前各条に準じて、会長が理事会に諮り、その都度これを定める。

第 9 条 会員個々に行う慶弔又は見舞い等は自由である。

第 10 条 本規定は、毎年7月中に会長が理事会に諮り、改正することができる。

第 11 条 本規定は、昭和52年12月8日より実施する。

平成7年7月5日改正

平成15年7月9日改正

## 鹿児島西ロータリークラブ奨学金制度要綱

### (目的)

第1条 この制度は、ロータリー創立75周年記念事業の青少年奉仕事業として高校生を対象とし奨学金を給付し、その健全な育成に寄与することを目的とする。

### (基金)

第2条 奨学金の基金として当初は「鹿児島西ロータリークラブ」の諸積立金の内、500万円を充当し、逐次基金の増額に努め奨学金制度の拡大充実を図る。

### (基金の運用)

第3条 基金は諸金融機関へ預託し、その利息を奨学金に当てる。

### (奨学金の給付対象)

第4条 当初は奨学金の給付対象を鹿児島西ロータリークラブの「インターアクトクラブ」の高校である鶴丸高等学校、鹿児島高等学校在学の経済的援助を必要とする母子家庭の子弟、交通遣児及び学校長が特に必要とする者である生徒とする。  
但し、基金の充実に伴いその対象を拡大する。

### (奨学金の給付金額及び対象人数)

第5条 当初は月額1万円とし、対象人数は6名を限度とする。但し、基金の充実に伴い金額、対象人数を増加する。

### (奨学金給付者の選考)

第6条 奨学金給付者は、毎年4月各学校より推薦された者の中から「インターアクトクラブ」委員会で選考し、理事会に奨学金給付候補者名簿を提出、理事会で決定する。

### (その他)

第7条 其の他必要な事項は理事会に於て決定する。

### (附則)

第8条 本要綱は昭和55年4月1日より実施する。  
本要綱は平成 年 月 日より改正実施する。

# 職業分類表

(充填・未充填一覧表)

2004年7月



鹿児島西ロータリークラブ

# 充填及び未充填職業分類表

2004年7月

番号	関連分類	番号	関連分類
1	農 機 具 工 業	31	園 芸
2	農 芸	32	ホテル・リゾート及びレストラン
3	冷 暖 房 業	33	施 設 及 び 病 院
4	畜 産 業	34	保 険 業
5	団 体 業	35	鉄 鋼 業
6	自 動 車 工 業	36	宝 石 ・ 貴 金 属
7	酒 精 飲 料	37	洗 濯 及 び 装 置
8	清 涼 飲 料	38	法 律 業
9	放 送 業	39	皮 革 工 業
10	建 築 材 料	40	機 械 及 び 装 置
11	ビ ジ ネ ス サ ー ビ ス	41	動 物 性 食 品
12	化 学 工 業	42	医 療 器 具 及 び 機 械
13	被 服 工 業	43	医 師 業
14	通 信 事 業	44	薬 劑 師 業
15	菓 子 業	45	金 属 工 業
16	建 設 業	46	金 鋳 工 業
17	綿 織 物 業	47	楽 器 用 品
18	衣 料 及 び 雑 貨	48	事 務 用 品
19	教 育 業	49	光 学 製 品
20	電 気 及 び 電 子 工 業	50	塗 料 及 び 装 飾
21	金 融 業	51	紙 工 業
22	芸 術 業	52	写 真 業
23	消 防 及 び 防 火 業	53	物 理 療 法
24	漁 業	54	印 刷 及 び 出 版
25	食 品 工 業	55	宣 伝 業
26	植 物 性 食 品 業	56	不 動 産 業
27	家 具 及 び 備 品	57	リ ク リ エ ー シ ョ ン
28	ガ ス 工 業	58	冷 凍 業
29	ガ ラ ス 工 業	59	宗 教 業
30	金 物 業	60	ゴ ム 工 業

番号	関 連 分 類	番号	関 連 分 類
61	船 舶 及 び 航 海 用 具	66	車 輛 工 業
62	絹	67	上 下 水 道 及 び 灌 漑
63	石 材 工 業	68	木 材 工 業
64	倉 庫	69	羊 毛 工 業
65	運 輸	70	サ ー ビ ス 業

関連分類 70種 (内充填34, 未充填36種)

分 類 163種 (内充填78種, 未充填85種)

会員総数 82名

内 訳 正 会 員 82名

〈名 誉 会 員〉 3名

会 員 名	元 職 業 分 類	勤 務 先
鮫 島 志芽太	単 科 大 学	鹿児島国際大学
福 田 敏 之	民 間 放 送	(株)南日本放送
池 田 廣	放 射 線 科 医	放射線科池田診療所

## 職 業 分 類 表

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
1	農機具工業					
2	農芸					
3	冷暖房	冷暖房配布 空調機	玉利賢介	(有)南日本化学洗淨		
4	畜産業					
5	団体	社会教育				
6	自動車工業	自動車修理 自動車部品製造 国産車販売	佐伯壽郎 水淵清治	水淵産業(株)		
7	酒精飲料	酒類配布				
8	清涼飲料					
9	放送	民間放送	桐明桂一郎	(株)鹿児島放送		
10	建築材料	セメント配布 産業機械配布	町田 猛 江夏 洋	(株)垂水生コン (株)ニットク		

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
11	ビジネスサービス	公認会計士 税理士 社会保険労務士	徳留忠敬 森永茂樹	徳留・岩元会計事務所 森永労務管理事務所		
12	化学工業	家庭薬配布	村田和雄	(株)ムラタ薬品		
13	被服工業					
14	通信事業	電話事業 通信事業 情報サービス	江口清隆	アイ電子工業(株)		
15	菓子	和菓子製造	岩田泰一	(名)明石屋菓子店		
16	建設業	道路建設 請負業 コンクリート建築 建築設計 建築リース 港湾建設 建築 建築コンサルタント 土木 プレハブ建築 商業建築 建設設備 技能者訓練 商店建築業 管工事 総合建築	須田正己 濱崎一郎 諏訪園 隆 有馬戦男 中村英幸 川畑宏二 内村二郎	(株)須田建設工業 中央仮設(株) 坂本建設(株) 太陽熱温水器(株) (株)城山 旭工業(株) 内村建設(株)		



番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
17	綿業	綿製品配布	岩元基	(株)カクイックス		
18	衣料及び雑貨	百貨店 衣料配布 雑貨配布	小林勉 榎田浩典 櫻美義明	(株)山形屋 (有)エノキダ洋服店 (株)桜物産		
19	教育	外国語教育 高等学校 美術教育 音楽教育 木材工学 古武道 小・中・高学習塾	南海江田徹卓  庵木英雄 前田樹一郎	IBS外語学院 放送作家  (株)育映社	角園征治	鹿児島高校
20	電気及び電子工業	電気	山田晴彬	山田電気(株)		
21	金融	商業銀行 外国為替銀行 短期金融 地方金融 証券引受 証券業 相互銀行 証券取引業 普通銀行	阿部哲郎  柳原藤雄  森俊英	鹿児島銀行武町支店  大和証券鹿児島支店  (株)南日本銀行		
22	芸術					
23	消防及び防火					

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
24	漁業	水産物配布	竹下 洋	(株)竹下清蔵商店		
25	食品工業	砂糖配布 小麦粉配布 種子麴製造配布 食料品配布 中華材料配布 醸造 漬物製造 食品製造 健康食品	高井 敏治 山元 正明 藤安 秀一 中園 雅治 田畑 勇	河内源一郎商店(株) 藤安醸造(株) (株)中園久太郎商店 ケービー食品(株)		
26	植物性食品	青果配布	大山 康成	鹿児島青果(株)		
27	家具及び備品					
28	ガス工業	液化圧縮ガス配布	田中 寛吉	学校法人共立学舎 共立幼稚園		
29	ガラス工業	ガラス配布	小園 正人	(株)小園硝子商会		
30	金物					
31	園芸					
32	ホテル・ リゾート及び レストラン	ホテル(洋式) ホテル(日本式) 料理店(中華) 酒 房	小山 幸義 正 建二郎 池田 千明	(株)鶴鳴館 (有)正商店 味のずぼらや		

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
33	施設及び病院	公立病院 私立病院 障害者施設 老人保健施設	福田正臣 水流洋一 樋渡良一	清風病院 社会福祉法人ゆうかりゆうかり学園 土橋病院		
34	保 険	火災保険 生命保険 団体保険 ガン保険	松田忠臣	九州保険サービス㈱		
35	鉄 鋼 業					
36	宝石・貴金属					
37	洗濯及び染色	クリーニング リネンサプライ				
38	法 律	民事弁護士 商事弁護士 公証人	染川周郎 福元紳一 竹下威	染川法律事務所 福元法律事務所 染川法律事務所		
39	皮 革 工 業					
40	機 械 及 び 装 置					
41	動物性食品	アイスクリーム製造 肉類配布	玉川哲生	セイカ食品㈱		
42	医療器具及び機械	医療機械配布				

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
43	医 師	胃腸科医 内科医 矯正歯科 歯科医 口腔外科医 小児歯科医 皮膚泌尿器科医 耳鼻咽喉科医 産婦人科医 整形外科医 放射線科医 外科医 循環器科医 医療法人 眼科医 小児科医	小田代 憲一 高山 義則 太原 春雄 山下 皓三 野添 良隆 濱田 悦郎 片平 可也  川平 建次郎 坂元 明雄 長柄 英男 鉾之原 大助 有村 仁志 鮫島 信一	小田代病院 高山内科医院 紫原たはら病院  山下歯科 中央ビル野添歯科 城西歯科クリニック 片平皮膚泌尿器科  医療法人建星会川平クリニック 岩尾病院 植村病院 医療法人卓翔会市比野記念病院 有村眼科医院 鮫島小児科医院		
44	薬 剤 師	調 剤 薬 局	池 田 勝一郎	平和薬局		
45	金 属 工 業	金 属 工 業				
46	鉍 油 工 業	製 油 配 布 エネルギー産業	鮎 川 吉 弘	岩崎産業(株)		
47	楽 器 用 品					
48	事 務 用 品	事務用品配布 事務機	床 次 恵 板 木 泰文	(有)文具事務機の床次 鹿兒島メディア(株)		

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
49	光学製品					
50	塗料及び装飾	装飾材料配布				
51	紙工業					
52	写真	写真配布				
53	物理療法					
54	印刷及び出版	書籍販売 印刷 新聞発行 報道 データプリントサービス	坂木貞剛 天本美信 大野達郎	県庁書店 アジア印刷(株) (株)南日本新聞社		
55	宣伝	広告取扱 イベント企画 看板製造 イベント設営	深尾兼好 原正親	(株)シイツウ (株)舞研		
56	不動産	不動産鑑定				
57	観光事業		古木圭介	グローバルユースビューロー		
58	冷凍					
59	宗教	仏神 教道	池口恵観 岩切豊	烏帽子山最福寺 松原神社		

番号	関連分類	分類名	会員名	勤務先	会員名	勤務先
60	ゴム工業					
61	船舶及び航海用具					
62	絹業	絹製品製造 絹製品配布 生糸配布				
63	石材工業	墓石販売				
64	倉庫	倉庫業				
65	運輸	バス事業 タクシー業 海上運輸 陸上運輸	岩男秀彦 脇村太夫 大迫剛	マリックスライン(株) (株)西川海陸輸送 (株)大迫運輸		
66	車両工業					
67	上下水道及び灌漑					
68	木材工業					
69	羊毛工業					
70	サービス業	防犯システム 賃貸マンション ビル清掃 商事会長	日高好久 藤川毅 久保真介	(株)タイムリー (株)芙蓉商事 鹿児島南映商事(株)		

# 会 員 名 簿

2004年7月



鹿児島西ロータリークラブ

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	〒	自宅住所	自宅TEL
	鮫島 志寿太	名誉会員	鹿児島国際大学	講師					890-0054	荒田一丁目32-6	254-3700
	福田 敏之	名誉会員	㈱南日本放送	相談役	890-0051	高麗町5-25			890-0014	草牟田一丁目22-40	222-4586
	池田 廣	名誉会員	放射線科池田診療所	医師	890-0052	上之園町18-13	253-5665	285-1902	890-0052	同左	257-4526
A	有馬 巖男	建設設備	太陽熱温水器㈱	代表取締役社長	890-0024	明和二丁目35-13	281-0039	282-0095	890-0024	明和二丁目27-2	282-7878
	天本 美信	印刷	アジア印刷㈱	常務取締役	890-0068	東郡元町15-6	251-2515	251-3089	892-0811	玉里団地2-40-22	229-3435
	庵本 英雄	古武道	大東流合気柔術 琢磨会鹿児島県支部	支部長					890-0035	田上町5329-1	264-7028
	有村 仁志	眼科医	有村眼科医院	院長	892-0827	中町10-5 2・3F	222-7885	226-5523	890-0016	新照院町33-13	224-5634
	阿部 哲郎	商業銀行	鹿児島銀行武町支店	支店長	890-0053	中央町11-1	256-1121	250-0561	890-0051	高麗町10-19-1306	258-3823
	鮎川 吉弘	エネルギー産業	岩崎産業㈱	取締役 第一事業本部長 取替副部長	892-0841	照国町12-10 第3岩崎ビル5F	223-1222	223-2287	899-5652	始良郡始良町平松 5674-2	0995 65-9244
E	榎田 浩典	衣料配布	㈱エノキダ洋服店	代表取締役社長	890-0053	中央町4-3	253-6966	253-6966	890-0053	同左	253-6965
	江口 清隆	通信事業	アイ電子工業㈱	代表取締役社長	890-0022	小野町3241-12	281-1101	281-1119	890-0044	常盤町647-9	281-1106



	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先 TEL	勤務先 FAX	〒	自宅住所	自宅☎
F	福田正臣	公立病院	清風病院	顧問医	890-0066	真砂町73-20	257-1010	253-4552	892-0838	新屋敷町2-12 コンフォート鹿児島404室	223-2092
	深尾兼好	イベント企画	㈱ シ イ ッ ウ	代表取締役 社長	892-0847	西千石町17-30 相互ビル5F	225-2711	225-2715	890-0082	紫原七丁目9-10	257-1748
	藤安秀一	醸造	藤安醸造 ㈱	代表取締役 社長	891-0131	谷山港2-1-10	261-5151	262-1357	892-0823	住吉町6-20	224-1069
	藤川毅	ビル清掃	㈱ 芙蓉商事	代表取締役 社長	892-0823	住吉町1-3	222-3100	222-3104	890-0051	高麗町26-4-503	254-4126
	福元紳一	商事弁護士	福元法律事務所	所長	892-0828	金生町7-8-6F	225-0100	225-6636	890-0007	伊敷台一丁目37-2	220-8600
H	樋渡良一	老人保健施設	土橋病院	院長	890-0046	西田一丁目16-1	257-5711	285-0327	890-0046	西田一丁目11-1 カーサ土橋201	253-8422
	鎌之原大助	医療法人	医療法人卓翔会 市比野記念病院	理事長	895-1203	薩摩郡樋脇町市比野 3079	0996-38-1200	0996-38-0715	890-0007	伊敷台一丁目37-2	228-6883
	白高好久	賃貸マンション	㈱ タイムリー	代表取締役 社長	892-0837	甲突町28-2	224-6542	222-5473	890-0064	鴨池新町29-4-23	257-3747
	濱田悦郎	小児歯科医	城西歯科クリニック	院長	890-0025	原良町1837	256-8274	256-8274	890-0003	伊敷町7208-21	229-8088
	濱崎一郎	建築リース	中央仮設 ㈱	代表取締役 社長	890-0003	伊敷町6713-3	229-5900	229-5181	891-1202	西伊敷7丁目20-12	220-3633
	原正親	イベント設営	㈱ 舞研	代表取締役 社長	891-0115	東開町4-94	266-2501	266-2601	891-0143	和田町924-24	262-1124
I	岩元基	綿製品配布	㈱ カクイックス	代表取締役 社長	891-0131	谷山港二丁目1-2	261-4111	262-0038	892-0846	加治屋町15-15	222-4454
	池口恵観	仏教	烏帽子山最福寺	法主	891-0133	平川町4850-1	261-2933	261-2242	890-0082	紫原二丁目35-13	257-0852
	岩男秀彦	海上運輸	マリックスライン ㈱	代表取締役 社長	892-0823	住吉町15-11	226-6778	226-2126	892-0854	長田町25-4	222-8018
	岩田泰一	和菓子製造	㈱ 明石屋菓子店	代表社員	892-0828	金生町4-16	226-0431	224-1062	892-0847	西千石町2-13	224-0658

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	〒	自宅住所	自宅TEL
I	板木 泰文	事務機	鹿児島メディア(株)	代表取締役社長	891-1306	吉田町牟礼岡一丁目21-7	294-8011	294-8012	891-1306	吉田町牟礼岡1-41-2	294-8508
	池田 勝一郎	調剤薬局	平和薬局	社長	890-0054	荒田2-74-2	253-9141	259-6065	890-0054	荒田2-74-2	253-9141
	岩切 豊	神道	宗教法人松原神社	代表役員司宮	892-0833	松原町3-35	222-0343	223-5945	890-0014	草牟田一丁目23-41	223-8962
	池田 千明	酒房	味のずぼらや	店主	890-0045	武1-23-26	253-7589	256-1061	890-0045	同左	253-7589
K	小山 幸義	ホテル・洋式(株)	鶴鳴館	代表取締役会長	892-0842	東千石町8-3	223-2241	225-0679	892-0853	城山町3-24	224-0306
	小園 正人	ガラス配布(株)	小園硝子商会	代表取締役会長	891-0123	卸本町5-20	260-2345	260-2887	892-0871	吉野町9752	247-1787
	古木 圭介	観光事業	グローバルユースロビー	専務取締役	892-0842	東千石町2-13 山王ビル2F	222-2175	223-1757	891-0103	皇徳寺台5-28-5	264-1566
	江夏 洋	産業機械配布(株)	ニットク	代表取締役社長	890-0073	宇宿二丁目1-26	252-2109	256-3989	890-0041	城西3-3-25	257-5018
	海江田 草	高等学校		放送作家					890-0024	明和一丁目21-20	282-7088
	川平 建次郎	放射線科医	医療法人建星会 川平クリニック	理事長	890-0046	西田2-7-16 第2エノキダビル1F	256-5252	256-5061	890-0054	荒田二丁目64-18	254-1811
	片平 可也	皮膚泌尿器科医	片平皮膚泌尿器科	理事長	890-0063	鴨池一丁目10-6	253-7069	285-1918	890-0063	鴨池一丁目6-25	257-6206
	桐明 桂一郎	民間放送	(株)鹿児島放送(KKB)	代表取締役社長	890-0062	与次郎2-5-12	251-5111	254-5019	890-0056	下荒田1-38-3-1101	258-4505
	川畑 宏二	管工事	旭工業(株)	代表取締役社長	890-0054	荒田1-55-17	255-5131	255-5133	890-0082	紫原6丁目48-10	255-3462
	小林 勉	百貨店	(株)山形屋	常務取締役	892-8601	金生町3-1	227-7202	227-7207	890-0031	武岡4丁目33-14	282-2450
	久保 眞介	商事会社	鹿児島南映商事(株)	代表取締役	890-0045	武二丁目29-5	251-7868	251-7325	891-0145	錦江台一丁目21-12	261-0154

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	〒	自宅住所	自宅TEL
M	水 洩 清 治	自動車部品製造	水 洩 産 業 (株)	代表取締役	890-0066	真砂町88-11	256-3003	256-3003	890-0056	下荒田二丁目33-16	253-5289
	村 田 和 雄	家庭薬配布	(株) ム ラ タ 薬 品	代表取締役社長	892-0846	加治屋町9-25	224-0185	224-0046	892-0871	吉野町10864-1	244-4978
	森 永 茂 樹	社会保険労務士	森永労務管理事務所	所 長	890-0066	真砂町10-13	256-6166	256-6177	890-0082	紫原六丁目53-18	258-9311
	前 田 樹 一 郎	小・中・高学習塾	(株) 育 英 社	代表取締役社長	890-0055	上荒田町22-3	251-5071	250-2575	890-0054	荒田一丁目50-11	257-3281
	松 田 忠 臣	ガン保険	九州保険サービス(株)	代表取締役社長	892-0846	加治屋町1-9 柿本寺第2ビル	222-3551	222-3538	891-0144	下福元町6306-13	262-1193
	正 建 二 郎	ホ テ ル	ホ テ ル メ イ ト	代表取締役社長	892-0826	呉服町5-17	226-6100	227-1372	890-0053	中央町16-3	256-0101
	南 徹	外国語教育	I B S 外 語 学 院	代表取締役社長	892-0816	山下町12-12	225-1311	227-2739	891-0102	星ヶ峯1-4-20	265-1615
	町 田 猛	コンクリート配	(株) 垂 水 生 コ ン	代表取締役	891-2127	垂水市下宮町72番地	0994-32-0823	0994-32-6129	891-2104	垂水市田神2349番地	0994-32-0014
	森 俊 英	普 通 銀 行	(株) 南 日 本 銀 行 本 店	取 締 役 副 頭 取	892-0816	山下町1-1	226-1111	224-3201	890-0051	高麗町7-18-902	239-3760
N	野 添 良 隆	口腔外科医	中央ビル野添歯科	院 長	892-0844	山之口町1-10 中央ビル6F	224-5125	224-5126	890-0046	西田二丁目22-3	254-5970
	長 柄 英 男	循環器科	植 村 病 院	院 長	890-0003	伊敷町77	220-1730	228-9740	890-0003	伊敷町22-1	220-1730
	中 村 英 幸	商店建築業	(株) 城 山	代表取締役社長	892-0834	南林寺町26-28	222-8925	225-7688	892-0834	同左	223-6703
	中 國 雅 治	漬物製造	(株) 中 國 久 太 郎 商 店	代表取締役社長	891-0122	南栄2-10	268-8171	268-8175	890-0013	城山1-30-17	225-4514
O	小 田 代 慈 一	胃 腸 科	医療法人恵徳会小田代病院	理 事 長	890-0054	荒田一丁目25-6	253-8111	257-9055	890-0054	同左	253-8111
	大 山 康 成	青果配布	鹿 児 島 青 果 (株)	常務取締役	891-0115	東開町11-1	267-3111	269-5218	890-0053	中央町32-3	254-3911

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	〒	自宅住所	自宅TEL
O	大迫 剛	陸上運輸	(株)大迫運輸	専務取締役	890-0022	小野町5528-3	283-6383	283-6601	890-0032	西陵2-1-20	282-4705
	大野 達郎	新聞発行	(株)南日本新聞社	監査役	890-8603	与次郎1-9-33	813-5015	813-5016	890-0045	武二丁目43-5	258-4685
S	佐伯 壽郎	自動車修理	ネットトヨタ鹿児島(株)	顧問	892-0835	城南町8-19	226-7000	226-7008	890-0044	常盤町929	258-3423
	須田 正己	コンクリート建築	(株)須田建設工業	代表取締役社長	890-0034	田上二丁目35-5	257-9655	250-1829	890-0034	同左	256-2247
	坂元 明雄	外科医	医療法人尾あおぞら会 岩尾病院	理事長	892-0837	甲突町17-18	225-3838	225-3372	890-0082	紫原六丁目35-9	255-3228
	柴川 周郎	民事弁護士	柴川法律事務所	所長	890-0056	下荒田二丁目25-15	256-9922	251-3510	890-0056	同左	250-2233
	坂木 貞剛	書籍販売	県庁書店	代表者	890-0064	鴨池新町10-1	259-1181	259-1181	890-0082	紫原一丁目12-2	253-3601
	諏訪園 隆	建築	坂本建設(株)	代表取締役社長	892-0847	西千石町3-10	224-7111	227-0720	891-0103	皇徳寺台三丁目38-11	265-0607
	櫻美 義明	雑貨配布	(株)桜物産	専務取締役	890-0053	中央町20-4	226-5320	226-5320	890-0014	草牟田2-34-65	226-5320
	鮫島 信一	小児科医	医療法人・育成会 鮫島小児科医院	院長	892-0844	山之口町5-19	224-2525	223-3351	892-0844	同左	224-2526
	角園 征治	高等学校	鹿児島高等学校	校長	890-0042	薬師一丁目21-9	255-3211	258-0080	891-1274	緑ヶ丘町37-3	243-6824
T	高井 敏治	砂糖配布	(株)タカイ	相談役					892-0846	加治屋町5-21	223-6453
	太原 春雄	内科医	紫原たはら医院	院長	890-0082	紫原四丁目27-19	252-5233	250-0192	890-0082	同左	258-3788
	玉川 哲生	アイスクリーム製造	セイカ食品(株)	代表取締役社長	890-0033	西別府町3200-7	284-8112	281-1226	890-0043	鷹師一丁目5-4	254-0475
	水流 洋	障害者施設	社会福祉法人ゆうかり ゆうかり学園	理事長	891-1201	岡之原町1005	243-0535	243-0520	891-1201	岡之原町956	244-0169

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先 TEL	勤務先 FAX	〒	自宅住所	自宅匝
T	田中寛吉	液化圧縮ガス配布	学校法人共立学園 共立幼稚園	理事長	892-0804	春日町6-25	247-1304	247-1393	890-0811	玉里団地一丁目68-5	229-5249
	竹下 蔵	公証人	柴川法律事務所	弁護士	890-0056	下荒田二丁目25-15	256-9922	251-3510	890-0075	桜ヶ丘八丁目20-18	265-7249
	高山義則	内科医	高山内科医院	院長	890-0065	郡元三丁目1-6	251-3275	251-3352	890-0063	鴨池二丁目17-7	257-1407
	竹下 洋	水産物配布	(株)竹下清蔵商店	代表取締役社長	890-0054	荒田一丁目31-17	254-9121	252-4563	890-0054	同左	250-8767
	玉利賢介	空調機	(株)ナンセン	代表取締役社長	890-0054	荒田一丁目45-7	252-6636	258-6396	890-0054	同左	253-3300
	徳留忠敏	税理士	税理士法人徳留・岩元 会計事務所	会長	891-0115	東開町3-170	260-0100	260-0113	890-0043	鷹師2丁目5-5	257-3884
	田畑 勇	食品製造	ケービー食品(株)	代表取締役社長	890-0033	西別府町2941-28	281-8415	281-8420	891-1201	岡之原町130	243-2287
	床次 憲	事務用品配布	(株)文具事務機の床次	代表取締役	890-0002	西伊敷3丁目13-2	228-8408	229-9111	890-0002	同左	229-2340
U	内村二郎	総合建築	内村建設(株)	代表取締役副社長	892-0818	上本町2-12	222-0116	223-1478	892-0852	下竜尾町2-2	227-2221
W	脇村太夫	海上運輸	(株)西川海陸輸送	常務取締役	891-0122	南栄5丁目10-9	260-2101	269-9455	891-0144	下福元町6290-36	262-5232
Y	山下 皓三	歯科医	山下歯科	院長	890-0053	中央町5-41	253-6943	253-6951	890-0053	中央町5-41第8ト ーカンマンション508号	256-0390
	山元正明	種子製造配布	河内源一郎商店(株)	代表取締役社長	892-0802	清水町13-27	247-2253	248-2440	892-0802	清水町13-3	247-4691
	山田晴彬	電気	山田電気(株)	代表取締役社長	890-0052	上之園町25-30	251-0965	251-0770	890-0052	上之園町25-30 山田電気ビル501号	252-2455

